

秋田県文化財調査報告書第512集
払田柵跡調査事務所年報2017

払田柵跡

— 第151次調査 関連遺跡の調査概要 —

2018年3月

秋 田 県 教 育 委 員 会
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

題字 新野直吉 書

払田柵跡調査事務所年報2017

ほつ

たの

さく

あと

払田柵跡

— 第151次調査 関連遺跡の調査概要 —

2018年3月

秋 田 県 教 育 委 員 会
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

序

国指定史跡払田柵跡は、管理団体の大仙市による環境整備事業も順調に進み、県内外から訪れる見学者も年々増加しております。史跡の実体を解明するため、調査を継続している当事務所にとっても、その成果をもとに復元された史跡公園に地域の方々が集い、ふるさとの誇りとなっていることは、喜びに堪えないところであります。

平成29年度は、第9次5年計画の4年次として、長森丘陵南側の沖積地を対象に第151次調査を実施するとともに、関連遺跡の調査として、横手市雄物川町において遺跡の試掘調査候補地を選定するための踏査を行いました。

第151次調査は、第148～150次調査に引き続いて大路地区北西側の沖積地を調査し、外郭南門南西官衙域における、10世紀初めの整地面についてその詳細を確認することができました。大路西建物西側の広い範囲に造成された盛土には少なくとも二時期の段階が想定され、縄文時代から古代、中世、近世、現代に至るまでの利用状況の変遷を地層で確認することができました。第149次調査で盛土造成前の祭祀遺構と推定された土坑は、今回の調査により、二期目の整地面上に構築された大型掘立柱建物跡の柱穴の一つであることが確認されました。また、複数の盛土単位や造成にあたって整えられた排水設備なども面的に検出することができました。さらに、造成土中の十和田a火山灰二次堆積層の直下からは漆紙文書が出土し、出土文字資料としては初めて「秋田城」の文字を確認することができました。今後の払田柵跡の東北古代史上に果たした役割を検討する上で貴重な資料となります。解説にあたられた国立歴史民俗博物館の三上喜孝先生には感謝致します。

本書は以上のような調査成果とともに、史跡調査に関する普及活動などの成果をまとめたものであり、様々な機会に御活用いただければ幸いと存じます。

最後に、発掘調査並びに本書作成にあたって指導と助言を賜りました、文化庁記念物課、宮城県多賀城跡調査研究所に感謝申し上げますとともに、史跡管理団体である大仙市・大仙市教育委員会、並びに美郷町・美郷町教育委員会の御協力に対し、厚く御礼申し上げます。また、関連遺跡の調査においては、土地所有者の方々及び横手市教育委員会に多大な御協力をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

平成30年3月

秋田県教育府払田柵跡調査事務所
所長 櫻田博憲

例 言

- 1 本年報は、秋田県教育庁払田柵跡調査事務所が平成29年度に実施した調査研究事業である、払田柵跡第151次調査、関連遺跡の調査、及び調査成果の普及と関連活動の成果を収載したものである。第4章には関連遺跡の調査として実施した、横手市雄物川町造山地区における調査成果を収載した。
- 2 卷末に特別報告として国立歴史民俗博物館三上喜孝氏（東京大学大学院 井上翔氏協力）による第7号漆紙文書についての報告を収載した。
- 3 本報告書に使用した地形図等は、国土地理院発行25,000分の1地形図「六郷」（第1図）である。
- 4 発掘調査並びに本年報作成にあたり、史跡払田柵跡調査指導委員である秋田大学名誉教授・秋田県立博物館名誉館長 新野直吉氏、国立歴史民俗博物館名誉教授 岡田茂弘氏、富山大学名誉教授 黒崎直氏、秋田大学名誉教授 熊田亮介氏から指導を賜った。
- 5 本年報を作成するにあたり、次の方々より有益な教示をいただいた。記して謝意を表する。
近江俊秀・浅野啓介・森先一貴（文化庁記念物課） 渡部育子（秋田大学） 鈴木拓也（近畿大学） 藤澤良祐（愛知学院大学） 根岸洋（国際教養大学） 伊藤武士（秋田市観光文化スポーツ部文化振興課） 神田和彦・児玉駿介（秋田城跡調査事務所） 齋藤浩志・佐藤健太郎・熊谷明希（大仙市教育委員会） 龜井崇晃（美郷町教育委員会） 島田祐悦・佐藤知也（横手市教育委員会） 山崎文幸 株式会社大測 以上 順不同・敬称略
- 6 調査に係る全ての資料は、秋田県教育委員会が保管している。
- 7 本年報は当事務所長の指導のもと、宇田川浩一・吉川耕太郎が作成・編集した。また、墨書き器の判読は秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室伊豆俊祐文化財主事の協力を得た。

凡 例

- 1 遺構等の実測図は、世界測地系（測地成果2000）による平面直角座標系第X座標系を基準に作成した。実測図・地形図中の方位は座標北を示し、磁北はこれより N 7° 30' 00" W であり、真北は N 0° 10' 38" E である。詳細は『払田柵跡調査事務所年報2005』（2006年3月刊）の第3章第3節2を参照いただきたい。また平成27年度第149次調査の調査杭打設にあたり、平成16・17年度打設の基準杭とそれ以前に打設した基準杭の水準値について、数十cmのずれが確認された。これは国土地理院による改測や水準測量原点の変更等、複合的な要因によるものだが、既報告の調査成果に係る水準値を二次的に使用する際には、補正が必要となる場合があるため、調査事務所まで問い合わせ願いたい。
- 2 土層断面図等の土色の表記は、小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖』（19版1997年）に拠る。本書の記述にあたり、土質（性）を重視して記載した。表記にあたり基本層序は、ローマ数字（I、II…）、遺構堆積土はアラビア数字（1、2…）を使用した。
- 3 出土遺物のうち酸化炎焼成によるロクロ成形土器については、内外面が黒色処理のものを黒色土器、内面のみ黒色処理のものを内黒土師器、黒色処理されていないものを土師器と記載した。

目 次

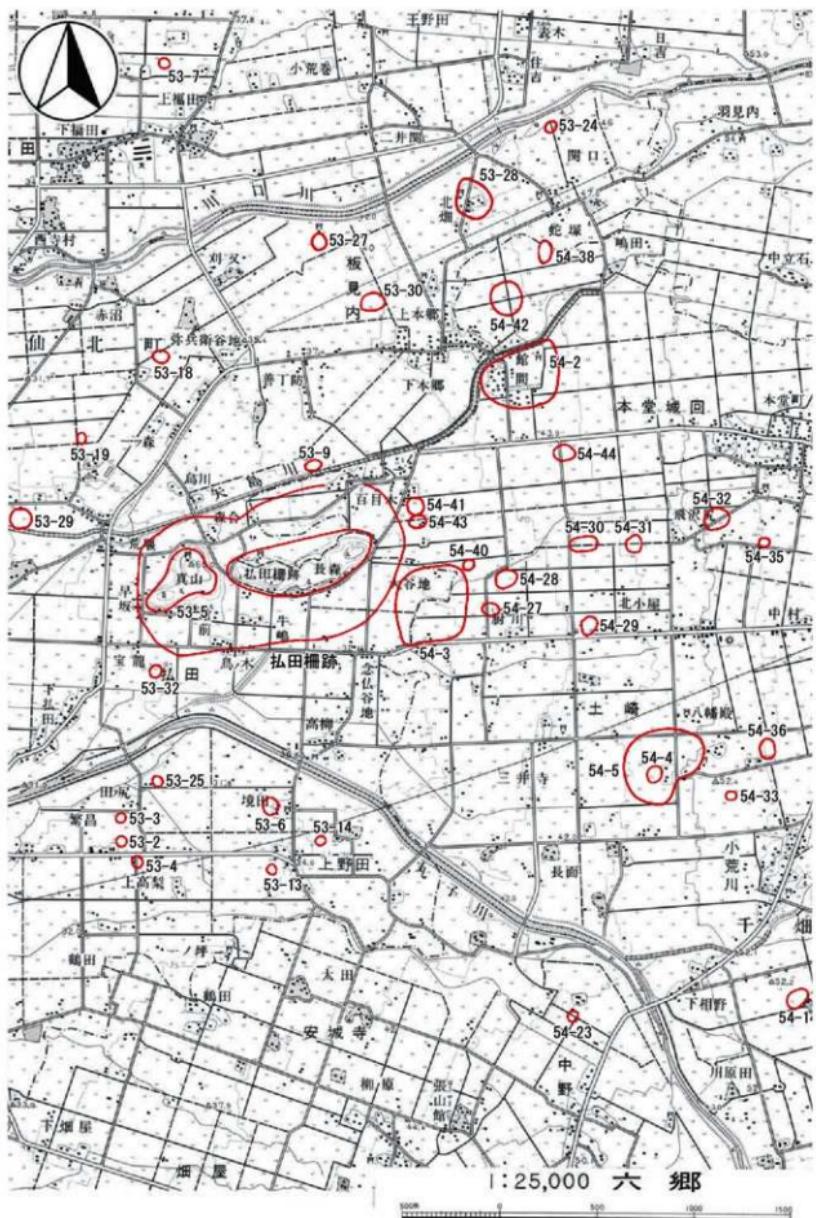
序

例言・凡例

第1章 遺跡の概要	1
第2章 調査研究事業の計画と実績	
第1節 第9次5年計画の概要	4
第2節 本年度事業の計画と実績	5
第3章 第151次調査の概要	
第1節 調査の目的、課題と調査区、調査経過	7
第2節 検出遺構と遺物	9
第3節 小結	19
第4章 関連遺跡の調査	
第1節 調査に至る経過	46
第2節 調査の概要	47
第3節 小結	47
第5章 調査成果の普及と関連活動	48
付 編 扟田柵跡第一五一次調査出土の第七号漆紙文書	73 (5)

挿図目次

第1図 扉田柵跡周辺の古代～近世の遺跡	iv
第2図 扉田柵跡調査実施位置図	6
第3図 第151次調査遺構・トレンチ配置図・基本層序模 式図	10
第4図 遺構配置図	11
第5図 S X2141盛土整地地業 (H F22-G R22) 、SD 2169・2179溝跡、SK P2180・2181・2182柱穴断面 図	23
第6図 H F21-G T21東壁断面図	24
第7図 S B2168掘立柱建物跡・SA2171柱穴列平面図	25
第8図 基本層序土層説明 (第6図続き) ・S B2168掘立柱 建物跡p1柱穴平面図・断面図	26
第9図 S B2168掘立柱建物跡p2柱穴・SD2179溝跡平面 図・断面図	27
第10図 S B2168掘立柱建物跡p2柱穴出土土器分布図	28
第11図 S B2168掘立柱建物跡p2柱穴 (II) SK 2158土坑出土 土器分布図	28
第12図 SA2171柱穴列・SD2169溝跡・SK P2174柱穴平 面図・断面図	29
第12図 b SA2171柱穴列・SD2169溝跡・SK P2174柱穴 断面図土層説明	30
第12図 c 地点間層序関係図	30
第13図 SD2166・2167溝跡平面図・断面図	31
第14図 S X2141盛土整地地業単位分布図	32
第15図 第7号漆紙文書出土地点	33
第16図 S B2168掘立柱建物跡p2柱穴出土遺物	34
第17図 S B2168掘立柱建物跡p2柱穴・SA2171柱穴列 p2・p3柱穴・S X2141盛土整地地業盛土単位5 出土遺物	35
第18図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (2)	36
第19図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (3)	37
第20図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (4)	38
第21図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (5)	39
第22図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (6)	40
第23図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (7)	41
第24図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (8)・遺構外出土 遺物	42
第25図 第151次調査出土墨書き器 (1)	43
第26図 第151次調査出土墨書き器 (2)	44
(漆紙文書写真図)	
図版17 第7号漆紙文書 (1)	69
図版18 第7号漆紙文書 (2)	70
図版19 第7号漆紙文書 (3)	71
図版20 第7号漆紙文書 (4)	72



第1図 扱田柵跡周辺の古代～近世の遺跡

第1章 遺跡の概要

払田柵跡は、秋田県大仙市払田・仙北郡美郷町本堂城回に所在する古代城柵官衙遺跡である。遺跡は雄物川の中流域に近く、大仙市大曲地区の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置する。遺跡は、第三紀硬質泥岩からなる真山・長森の小丘陵を中心として、北側を川口川・矢島川（烏川）、南側を丸子川（鞠子川、旧名：荒川）によって挟まれた沖積低地に立地する。遺跡は、明治35・36（1902・03）年の千屋村（現美郷町）坂本理一郎による溝渠開削の際や、明治39（1906）年頃から開始された高梨村（現大仙市）耕地整理事業の際に土中に埋もれ木があると知られたことが端緒となっている。その後、この埋もれ木について地元の後藤寅之助（宙外）・藤井東一（甫公）らが注目し、氏らによって歴史的遺産と理解された。

昭和5年3月に高梨村が調査を実施したが、その中心となったのは後藤寅之助であった。さらに同年10月に文部省嘱託上田三平によって学術調査が行われ、遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、昭和6年3月30日付けで秋田県最初の国史跡の指定を受け、昭和63年6月29日付けで史跡の追加指定がなされ、現在に至っている。史跡指定面積は899,380.97m²である。

払田柵跡周辺においては、昭和48（1973）年に「新農村基盤総合整備パイロット事業」が計画され、史跡内の農道拡幅・新設・舗装、丘陵の公園化などが計画された。しかし文化庁からは、史跡内容が未解明であり、許可判断の目安すらない状況であることから、指定地内の現状変更について不許可方針が示され、同時に県が主体となり史跡内容を確認するため学術調査を継続することが不可欠であることが指導された。さいわいにも地元管理団体である仙北村及び地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外され、以後協議を重ねて県・村・国の三者による役割分担が行われた。第一に秋田県は史跡の実体を解明するため、昭和49（1974）年4月に「秋田県払田柵跡調査事務所」（昭和61年4月「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称）を設置し、計画的に発掘調査を進める。これは史跡が2つの自治体（旧仙北村及び旧千畑村）に跨がって所在する点、及び高度な行政判断を伴う専門性を考慮した國の指導である。第二に地元仙北村（後の仙北町、現大仙市）は、史跡の重要な箇所を保護するために公有化を進めるとともに、学術的な調査成果に基づいた史跡公園として整備する。第三に国（文化庁）は、県による学術調査事業、及び村による土地公有化・環境整備事業について、長期的な計画として指導するとともに、国庫補助事業として承認する。このように、地元自治体により公有化された史跡の重要な箇所が調査地として提供され、その調査成果の蓄積が環境整備事業に反映されるとともに、地域住民や県民、ひいては国民に活用される形で還元されるという、埋蔵文化財保護のモデルともいえる体制がつくられたのである。

史跡は長森・真山を囲む外柵と、長森を囲む外郭線からなり、長森丘陵中央部には政庁がある。政庁は板塀で区画され、正殿・東脇殿・西脇殿や附属建物群が配置されている。これら政庁の建物には5時期（第I～V期）の変遷があり、創建は9世紀初頭、終末は10世紀後半である。政庁の調査成果は昭和60（1985）年に報告書『払田柵跡I－政庁跡－』として公刊された。

一方、区画施設である外柵は、真山・長森の二つの丘陵を囲むようにしてあり、東西1,370m、南北780mの長楕円形で、標高32～37m、総延長約3,600m、外柵によって囲まれる遺跡の総面積は約

878,000m²である。外柵は1時期の造営で杉角材による材木塀が一列に並び、東西南北に八脚門が開く。外郭は、長森を取り囲むようにしてあり、東西765m、南北320mの長楕円形で、面積約163,000m²、最高地は標高53mである。外郭線の延長は約1,760mで石垣（南門脇）、築地塀（東・西・南の山麓）と材木塀が連なり、東西南北に八脚門を配する。外郭線は全体に4時期にわたる造営が認められる。なお外柵・外郭は、従来それぞれ外郭線・内郭と呼称されていたが、それまでの調査成果を踏まえ、平成7年から呼び替えたものである。これら区画施設の調査成果は、平成11（1999）年に報告書『払田柵跡II－区画施設－』として公刊された。

外郭を構成する長森地区各所の官衙域については、政庁の東側に実務官衙域、西側には2か所の鍛治工房域の存在が明らかとなり、また長森丘陵北側の調査成果とともに、平成21（2009）年に報告書『払田柵跡III－長森地区－』として公刊された。

出土品には、須恵器・土師器・瓦質土器・縁釉陶器・灰釉陶器・青磁（越州窯系）・瓦・硯などのほか、紡錘車・埴輪・羽口・支脚などの土製品、石帶・砥石・金床石などの石製品、鉄鏃・鎌・刀子・釘・紡錘車などの鉄（銅）製品、鉄（銅）滓類・斎串・曲物・挽物・鋤・楔・絵馬（2点）などの木製品、漆紙文書（6点）・木簡・墨書き器（朱書きもあり）・箋書き器などの文字資料がある。

木簡（刻字のある柵木15点を含む）は108点確認されており、「飽海郡少隊長解申請」「十火大糧二石八斗八升」「嘉祥二年正月十日」などと記された文書・貢進用木簡があり、「別當子弟大伴寧人」「鹿毛牡馬者」「矢田部弓取」「北門」「狹藻」（以上墨書き）、「山本」「最上」「最上四」「禰木田」「一三口木二」「全二」「行」（以上刻字）などの文字もある。

墨書き・箋書き器は第150次調査までに635点出土・採集されており、一少隊御前下・大津郷・鷹空上・懺悔・小勝・音丸・北門・北預・厨家・駿大・中大・中万・厨・官・舍・館・廄・宅・新・吉・秋・郡・千・主・長・酒・安・賀・全・成・前・伴・部・左・文・名・上・下・矢・車・工・益・山・就・立・生・平・延・圓・集・大・木・中・仲・犬・方・繼・廳・春・又・十・七・没（以上墨書き）、「出羽〔 〕郡口男賀凡酒杯」（箋書き）などの文字が認められる。

管理団体である大仙市は、昭和54年度から保存管理計画による遺構保護整備地区の土地買い上げ事業を進めており、昭和57年度からは調査成果に基づいて環境整備事業を実施している。さらに平成3年度から「ふるさと歴史の広場」事業により、外柵南門跡や大路東建物跡、河川跡・橋梁の復元整備、ガイダンス施設（払田柵総合案内所）の設置などを行い、さらに平成7年度からは「ふれあいの史跡公園」事業により、政庁東方の官衙建物跡の整備などを実施した。10～12年度には外郭西門跡の門柱及びこれに取り付く材木塀跡の復元整備を、13年度からは外郭北門から東門周辺の整備事業を開始しており、本年度は外柵南門西側の材木塀整備を実施している。また、18年度より外郭北門周辺の低地部には埋没遺材の保護管理を目的として水位計を6か所設置しており、継続的な水位の観察が続けられている。

なお、平成28年度までに実施した過去43年間の発掘調査面積は、秋田県埋蔵文化財センター（第102・128・131・134・138・143・145・147次）・大仙市（旧仙北町）・美郷町（旧千畠町）調査分を含めて、延べ55,932m²（重複調査分を差し引くと実質52,897m²）であり、史跡指定総面積のうちの5.9%にあたる。

第1表 払田柵跡周辺の主な古代・中世・近世遺跡一覧（第1図）

地図番号	遺跡名	所在地	備考	註
212-53-1 434-54-1	払田柵跡	大仙市払田 美郷町本堂城回	古代城柵官衙遺跡（9世紀初頭～10世紀後半）集落（縄文）、墓地（中世）、城館（堀田城）	
212-53-2	紫昌Ⅰ遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（木製品：古代）	1
212-53-3	紫昌Ⅱ遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-4	上高梨遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-5	堀田城跡	大仙市払田	真山丘陵を利用した中世城館跡	2・8
212-53-6	堀田城跡	大仙市払田	中世城館跡：天正18年（1590）破却	2
212-53-7	杉下Ⅰ遺跡	大仙市櫛崎	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-9	鶴治原城遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-13	四十八遺跡	大仙市上野田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-14	中村遺跡	大仙市上野田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-18	弥兵谷地遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-19	一ツ森遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（須恵器系陶器壺）	1
212-53-24	櫻口遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（鉄滓）	15
212-53-25	田ノ尻遺跡	大仙市払田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-27	觀音堂遺跡	大仙市板見内	近世集落跡、振立柱建物跡、井戸等検出	10
212-53-28	北堀遺跡	大仙市北畠	中世集落・墓地、火葬墓、2005年発掘調査	11
212-53-29	一ツ森Ⅱ遺跡	大仙市堀田城回	遺物包含地（須恵器）、2003年発見	11
212-53-30	八幡堂遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（土師器・中世陶器）	11
212-53-32	下川原遺跡	大仙市払田	遺物包含地（土師器）、1995年発見	14
434-54-2	本堂城跡	美郷町本堂城回	本堂氏の居館跡、2004年～確認調査	18-20
434-54-3	崩川谷地遺跡	美郷町土崎	理賛鉢出土（1915年<大正4>出土）古代祭祀遺跡、2001年発掘調査	3・7
434-54-4	中屋敷Ⅰ遺跡	美郷町土崎	寺院跡	1
434-54-5	中屋敷Ⅱ遺跡	美郷町土崎	縄文・古代集落跡、2002・03年発掘調査	5・12
434-54-14	内村遺跡	美郷町千屋	古代集落跡、1980年発掘調査、中国産青磁出土	4・16
434-54-23	砂鉱跡	美郷町中野	城館跡	2
434-54-27	崩川谷地Ⅱ遺跡	美郷町土崎	中世以降？、2000年発見	9
434-54-28	崩川谷地Ⅲ遺跡	美郷町土崎	古代、2001年発見	9
434-54-29	下中村遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見、墨書き土器出土	9
434-54-30	飛沢尻遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見、墨書き土器・和鏡出土	9
434-54-31	下飛沢遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見	9
434-54-32	上飛沢遺跡	美郷町土崎	古代、2003年発掘調査、振立柱建物跡検出	6
434-54-33	上船遺跡	美郷町土崎	中近世城館跡か、2002年発見	13
434-54-35	松ノ木遺跡	美郷町土崎	中世～近世、2003年の確認調査で柱穴確認	9
434-54-36	八幡殿遺跡	美郷町土崎	古代集落跡か、2003年確認調査	9
434-54-38	西館遺跡	美郷町本堂城回	縄文・古代、2005年発見	13
434-54-40	森崎Ⅰ遺跡	美郷町本堂城回	古代、2006年発見、墨書き土器出土	19
434-54-41	城方小屋遺跡	美郷町本堂城回	古代集落跡、2007年発掘調査、柵列跡・土坑墓	17
434-54-42	北船遺跡	美郷町本堂城回	近世集落跡、2006年発見	13
434-54-43	森崎Ⅱ遺跡	美郷町本堂城回	古代集落跡、2007年発掘調査、堅穴住居跡	17
434-54-44	田町遺跡	美郷町本堂城回	古代遺物散布地、2007年発見	13

*地図番号の212は大仙市管内、53は旧仙北町域を示し、434は美郷町管内、54は旧千畳町域を示す。

【第1表の注】

- 秋田県教育委員会1987「秋田県遺跡地図（高収版）」
- 秋田県教育委員会1984「新潟県の世界遺産」秋田県文化財調査報告書第86集
- 千葉県1986「古跡発掘由来論」千葉町郷土誌
- 秋田県教育委員会1994「弓木村遺跡」秋田県文化財調査報告書第82集
- 千葉県教育委員会2004「印原敷Ⅱ遺跡」千葉町文化財調査報告書第6集
- 千葉県教育委員会2004「下二道跡・上飛沢跡」千葉町文化財調査報告書第7集
- 秋田県教育委員会2005「崩川谷地遺跡」秋田県文化財調査報告書第383集
- 今村義孝校注1966「夷翁集解軍記（上）（下）」人物往来社
- 美郷町教育委員会2005「町内遺跡群分布調査報告書」美郷町文化財調査報告書第1集
- 10 山本文幸2004「斎田・崩田・堀田・奈良瀬跡」木簡研究 第26号 木簡学会
- 11 大仙市教育委員会からの情報提供による。
- 12 秋田県教育委員会2005「印原敷Ⅱ遺跡」秋田県文化財調査報告書第384集
- 13 美郷町教育委員会からの情報提供による。
- 14 秋田県教育委員会2006「城跡詳細分布調査報告書」秋田県文化財調査報告書第267集
- 15 秋田県教育委員会2007「和田山遺跡地図（仙北地区版）」
- 16 岩田信廣・高橋千2007「城下町跡、「横手山」の資料編 考古」
- 17 美郷町教育委員会2008「赤方小屋遺跡・森崎Ⅱ遺跡」美郷町埋蔵文化財調査報告書第6集
- 18 美郷町教育委員会2007「本堂城跡」美郷町埋蔵文化財調査報告書第5集
- 19 美郷町教育委員会2008「内船跡」の遺跡群分布調査報告書」美郷町埋蔵文化財調査報告書第7集
- 20 美郷町教育委員会2011「東宮城跡」美郷町埋蔵文化財調査報告書第11集
- 21 山形博康2012「秋田・本堂城跡」木簡研究 第34号 木簡学会

第2章 調査研究事業の計画と実績

第1節 第9次5年計画の概要

秋田県は、史跡払田柵跡の解明にあたるため、昭和49年4月に秋田県払田柵跡調査事務所を開設し（昭和61年4月「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称）、同年から5年で1単位の中期計画を立案して継続的な発掘調査を毎年実施している。

第1～2次5年計画（昭和49～58年度）では、主に「中枢施設の全面発掘」を行い、政庁域の建物や区画施設（板塀跡）の配置、変遷を明らかにした。第3～5次5年計画（昭和59～平成10年度）では、外柵・外郭の区画施設（築地・材木塀跡）や門跡、長森丘陵部東側の官衙域、外郭周辺低地（主に外郭南門～外柵南門跡間の南北大路周辺）の調査を行った。このように第1～5次の5年計画による25年間の発掘調査では、城柵官衙遺跡の中枢ともいえる政庁域と門跡を含む区画施設の様相把握、及び柵内の一帯地区（主に長森丘陵部東側、南北大路周辺）における遺構内容の解明が進められた。

第6次5年計画（平成11～15年度）は、過去25年間の調査成果と派生する課題を踏まえ、その後の調査や環境整備に資することを目的に、主に長森丘陵の各場にどのような施設が存在するのかを足早に把握しようとした。調査は長森丘陵部西側から開始したが、調査にあたりトレンチ法を採用したことでの結果的には、少ない調査面積で多くの情報を得ることができた。第6次5年計画で採用した調査手法は、長森丘陵部における場の使われ方を予測することと、払田柵跡を適切に保存・管理し、活用するためにも有効であることを再確認した。

第7次5年計画（平成16～20年度）では、「払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査」として、トレンチ法を用いて実施した。その中の重点区は、長森丘陵部北側、外柵地区南東部（沖積地）、真山丘陵部であった。また、「払田柵跡関連遺跡の現況調査及び情報収集」という柵外にも視野を広げた計画を掲げ、平成19年度には、横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。

第8次5年計画（平成21～25年度）では、引き続き「払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査」として、トレンチ法を用いて実施した。その中の重点区は、外柵地区（沖積地・微高地部）の調査で、外郭南門東方官衙域及び南西官衙域周辺、並びに外郭北西部のほか、外柵地区東部・北部の沖積地を調査した。また払田柵跡関連遺跡の調査として、引き続き平成21・23～27年度に、横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。

過去40年間の実績を踏まえ、払田柵跡内外の各地区における場の使われ方と詳細な遺構内容を把握し、歴史的意義や特色を明確にすることを目指し、第9次5年計画では次の調査を行う。

（1）払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査

調査対象地区は、払田柵跡内全域ではあるが、特に外柵地区と真山地区を重点地区として進める。

①外柵地区（沖積地・微高地部）の調査

沖積地・微高地部の調査は、区画施設等の重要構造及び柵内南東部域を除き、ほとんど行われて来なかった。第8次5年計画で調査を進めたところ、長森丘陵裾部には一定の広さの微高地が広がっており、外郭線の外側においても、比較的長い時間幅を持つ官衙域が形成されていることが明

らかとなった。しかし水田として作付けが行われている地区であることから制限されることが多く、対象範囲も広大なため、引き続き「場の機能」解明のため、地権者の同意を得た上でトレンチ調査を実施する。そのなかでも、長森丘陵部南辺の沖積地を重点地区とする。

②真山地区の調査

払田柵跡創建期の内容解明にとって重要な真山地区の調査を実施する。小規模ではあるが遺構内容確認調査を行う。

(2) 扟田柵跡関連遺跡の試掘調査等

払田柵跡の解明には指定地内の調査に加え、指定地外の同時代関連遺跡の調査が必要である。そのために、関連資料・情報の収集、現地踏査を踏まえた上で可能であれば試掘調査を実施する。

また、一連の作業・調査を通じて県内各市町村との連携を深め、当事務所が蓄積している史跡発掘調査・研究についての実践的な技術指導、史跡の保存・活用に関する情報の提供等を行う。

当面は近年の場整備対応調査により奈良時代の集落遺跡が多数確認され、また瓦・硯など官衙関連遺物の出土も確認されている横手市雄物川町造山地区周辺を対象とし、一定の成果蓄積を目指す。

また、南接する雄勝郡羽後町等において踏査を実施するとともに調査目的の周知及び働きかけを進め、以後の試掘調査等につなげていく。

第2節 本年度事業の計画と実績

払田柵跡調査事務所が平成29年度に実施した事業は、第9次5年計画等に基づき、下記の項目を設定し、実施・活動した。

(1) 扟田柵跡の発掘調査 (2) 関連遺跡の調査 (3) 調査成果の普及と関連活動

本節では(1)についての調査計画及び実績の概要を記し、詳細は第3章に記録する。(2)は第4章、(3)は第5章にそれぞれの概要を記録する。

本年度の発掘調査は、次のような「平成29年度払田柵跡調査計画」を立案して調査を実施した。発掘調査事業費は、総経費4,820千円であり、うち国庫補助額2,379千円(49%)、県一般財源2,424千円(50%)、諸収入17千円である。

第151次調査は、外郭南門外の沖積地に位置する南西官衙域の西側における遺構分布状況を確認する調査である。

第2表 平成29年度払田柵跡調査計画表

調査次数	調査地区	調査内容	調査面積	調査期間・備考
第151次	大路地区 (大仙市払田字仲谷地 地内)	遺構内容確認調査	250m ²	6月5日~8月1日 ※文化庁補助事業
合計	1地区		250m ²	

本年度調査の実績は第3表のとおりである。

第3表 平成29年度払田柵跡調査実績表

調査次数	調査地区	調査内容	調査面積	調査期間・備考
第151次	大路地区 (大仙市払田字仲谷地 地内)	遺構内容確認調査	189m ²	6月5日~8月23日 ※文化庁補助事業
合計	1地区		189m ²	



第2図 扟田柵跡調査実施位置図

第3章 第151次調査の概要

第1節 調査の目的、課題と調査区、調査経過

本調査は、第9次5年計画で示した「外柵地区（沖積地・微高地部）の調査」として実施した。調査区は大路地区的北西側、外郭南門南西側に広がる沖積地である。大路西建物として柱列が復元表示されたS B 1060掘立柱建物跡の西側にある。

当該地区は、平成26～28年度実施された第148～150次調査において、盛土整地、大溝、複数の鍛冶炉、土器焼成遺構が検出された。このような、丘陵裾部の微高地を中心に土地造成を行って平坦面を拡張し、東西軸を持つ大溝が開削されている。同様の造成が、大路を挟んだ反対側にある外郭南門南東側の東方官衙域においても10世紀初めに行われた。

第148～150次調査の成果と課題を踏まえ、調査目的を外郭南門南西官衙域に近接する沖積地を対象に、「S B 1060大路西建物西側における遺構分布状況を確認すること」とし、2点の課題を設定した。

第151次調査では、大路地区に復原されているS B 1048・1060大路西建物の西側低地における遺構分布状況を確認することを目的とし、以下に記す2つの課題を設定した。

<課題①>

第148次調査（平成26年度）以来調査しているS X 2141盛土整地地業（10世紀前半）の南西部縁辺を確認し、整地面の遺構分布状況を把握すること。

<課題②>

盛土下部の粘土ブロック層を人為・自然堆積の2方向から検討し、成因を結論づけること。

調査区は旧水田で、標高は33m弱である。上記2つの課題を解明するため、グリッド杭H B 19・H D 19・H F 21・H F 23・H D 24・H A 24・G R 23・G S 21・H A 20で囲まれる南北24m、東西15mの範囲を調査対象地区として選定し、トレンチ調査を行った。

調査の結果、課題①については、S X 2141盛土整地地業の中層面から掘立柱建物跡の一部を検出した。しかし、地業の南限・西限は確認出来なかった。課題②について、盛土層下部の白色粘土ブロック層は人為堆積と結論した。

S X 2141盛土整地地業の中層からS B 2168掘立柱建物跡、S A 2171柱穴列1条を検出した。両者は、共通して南北軸をもつ。ただし、遺構間が2mとごく近いこと、軸は同一方位を向くものの若干ずれることから、同一建物の母屋・庇を構成するのか、時期を違えた別建物なのかは明らかにしていない。

S B 2168掘立柱建物跡を構成する柱を探す過程で、第149次調査において調査したS K 2158土坑を再調査し、柱穴p 2とした。

S X 2141盛土整地地業盛土層の下部から、S X 2166溝跡を検出した。南北に伸びて今回の調査区外に達している。北側はS D 2154大溝と連結したか否かの関係が、南側はS X 2141盛土整地地業の南側縁辺の外へ出るか否かが問題である。

課題②とした白色粘土層の成因を明らかにするために、H F 22-G R 22杭間をつなぐトレンチを掘り、地層の連続性を確認した。昨年はH E 22で問題の（人為堆積に見える）白色粘土層が下方へ潜っ

ていく様子を確認していたので、その続きを追ったところ、確実な旧地表土上・確実な上部盛土層の間に連続して堆積していることが明らかとなった。そして、H F 22における白色粘土層の堆積形態は、旧地表土上に盛られた盛土の上部に貼られた様に堆積している。従って、H F 22では盛土上に貼られていること、旧地表土の傾斜に沿って南に向かい連続して堆積していることから、人為堆積で平坦面造成の初期段階に一気に積まれた粘土層と解釈した。

S X2141盛土整地地業を掘り下げている過程で、第7号漆紙文書が出土した。出土地点はH D21グリッド、層位は11層盛土単位5（地表下30cm程度）である。漆紙文書の周囲、同一層からは9世紀第2四半期～10世紀第2四半期の土師器・須恵器が出土した。十和田a火山灰の再堆積層に覆われることから、10世紀第2四半期の盛土層と推測される。

今後の課題として、S X2141盛土整地地業中・下層の遺構分布を明らかにするとともに、盛土整地業縁辺の確定と末端工法の確認をすることが求められる。特に、S B2168掘立柱建物跡の規模と建物方向を確認することが必要である。

調査の経過は次のとおりである。

6月5日、調査開始。器材を搬入し、調査区をトラロープで囲み安全確保。グリッド杭を設置してH F - G T 22、H C 23の7グリッドを粗掘開始。昨年の調査区と重なるようにしておらず、H F - G T 22東壁に土層観察用のサブトレーニングを設定した。H E 22では先行して昨年の断面を出し、層位確認を行った。今年度は盛土中層での遺構分布を探るため的に掘る。

14～16日、G T 22～G R 22までグリッドを設定し、G R - G S 22を掘り始めた。また、H A - H B 23・H B - H D 21にも調査区を広げた。昨年来懸案のS X2141盛土整地地業の下底面が確定した。自然か人為かで迷った粘土ブロックは、盛土造成最初期の人為堆積層と判断した。

16日、H B - H D 21の4層下8層上面で4寸角の柱穴が4基並ぶ。柱間は240cm(8尺)。19日、H E 21・H D 22からも角柱を検出。いずれも4寸角で柱間は240cm。2条の柱列となる。中世の所産。

19日、横堀小学校3年生20名現場見学。

26～30日、H E - H B 20・G T - G S 23・H A - G S 21を掘り下げ、全面ほぼ11層に到達した。4層を取り除くと、盛土の堆積単位が明瞭に見える。4～8層がひどく乱れていることがよくわかる。

H B 20の4層下部から大形土坑を検出した。S K 2164と命名したが、第149次調査で検出したS K 2158の西側半分となる。断ち割りのサブトレーニングを設け、検出面下20cmに土器が大量に埋納されている面を検出した。26日、仙北地域振興局吉尾千秋副主幹とドローン撮影の打ち合わせ。27日、湯沢市教育委員会藤原裕希子主任、臨地研修実施。

7月3～7日、S K 2158に東西方向のサブトレーニングを設定し掘り下げた。S X2141盛土整地地業中層域には細い溝が掘られている。

10～14日、S X2141単位3（白色粘土集中地点）が柱穴であることが判明し、S K P 2169とした。H A - H B 23の盛土下から溝S D 2166が検出された。盛土層中位から平面形の印象は見えていたが、斜めに堆積した地層と判断していた。盛土休止期にあたる黒色土層で掘り込み面が明確となった。

S K 2158サブトレーニング内から土器集中面を検出し、それを取り除いたところ焼土面が形成されていた。最下面から柱アタリがみつかり、S K P 2169と関連する柱であることがわかった。

18日、S X2141単位4（白色粘土集中地点）も柱穴であることが判明した。19日、S X2141単位5

H D21から第7号漆紙文書が出土した。

21日、湯沢市教育委員会藤原主任、臨地研修実施。

24~28日、SKP2168をSB2168掘立柱建物跡p1柱穴とし、SK2158~2164の底面で検出した柱穴と組み合う建物と考えた。SD2166が南北に延長することがわかった。

26~27日、大曲工業高校電気科2年生4名、職場体験で調査に参加。水準測量・平面断面図作成。

27日午前、仙北地域振興局吉尾副主幹によるドローンを用いた空中写真撮影実施。

28日午前、秋田大学教員免許更新講習。渡部育子氏・学校教員11名来跡。同日午後、埋蔵文化財センター技術研修会実施。

29日、遺跡見学会。見学者17人。

8月1~2日、調査区標高を計測し埋め戻し開始。4日午前、秋田大学教員免許更新講習実施。渡部育子氏・学校教員20名来跡。4日午後、いったんテント及び発掘機材等を撤収。21~23日に埋め戻し、発掘調査に係る機材等を収納・返却し、調査の全工程を終了した。

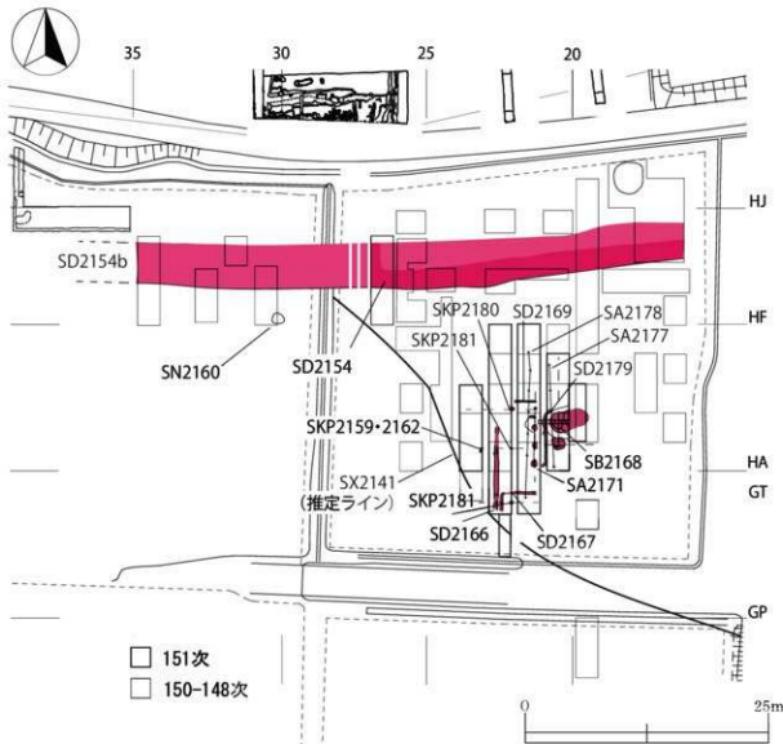
第2節 検出遺構と遺物

1 基本層序

第151次調査区は、平成26(2014)~28(2016)年度実施した第148次調査西側調査区、第149・150次調査区を踏襲した。これまでの3年間でSX2141盛土整地地業上面の遺構分布をおさえ、下層を調査することが出来る地点を探ってきた。原地形の高低(丘陵裾部~沖積地)及びSX2141盛土整地地業の造成範囲内外等、層相は連続的に変化する。基本層序は第149次調査と共通する(第3・5・6・12c図)。

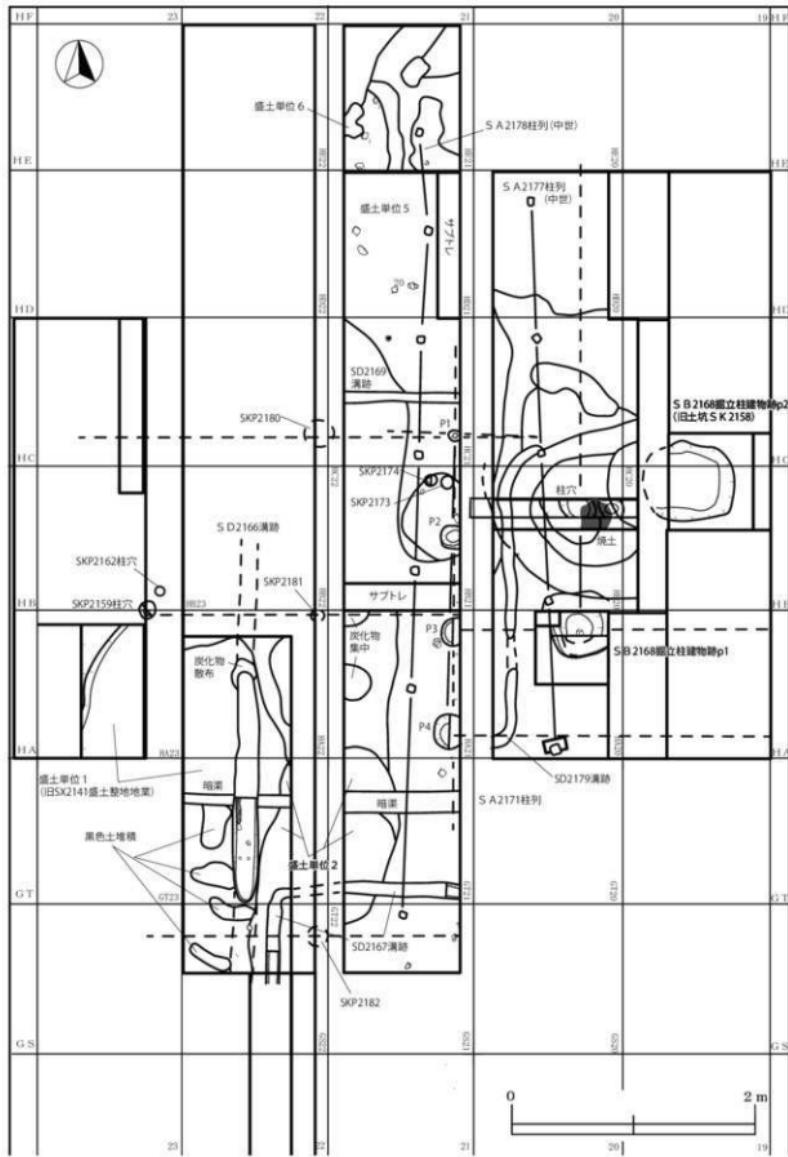
第I層	10YR3/2 黒褐色シルト 水田耕作土
第II層	10YR3/3 暗褐色シルト 鋸床層 鉄分多量含む よくしまる
第III層	10YR2/3 黒褐色シルト 地山小粒多量含む 炭小粒少量含む 燃土小粒少量含む 中世以降の旧耕作土 よくしまる
(SX2141)	10YR3/2 黒褐色シルト 炭大粒多量含む 燃土大粒多量含む 遺物多量含む 斑状SX2141盛土整地地業に伴う造成土(第148次調査V②層)
第V層	10YR2/2 黒褐色シルト 炭中粒中量含む 繩文時代~創建以来の旧表土(第148次調査V③層)
第VI層	2.5Y6/3 にぶい黄色粘質シルト 炭小粒少量含む 地山粘土層
第VII層	10YR2/2 黒褐色シルト 泥炭層 植物片多量含む

※VI層以下は粘土層と泥炭層の互層となる



V	V	V	基本	HA23	土壤	0 (cm)
			I	1	I A	現地表
			II	2	II Abg1	現代～近世水田
			III	3～7	II Abg2 III Ag	中世水田
			SX2141	- 8 上 - 8 下	IV Ag1 IV Ag2	平安盛土～中世地表 →硬化面形成・十和田火山灰堆積 ↑ 人为堆積
			盛土整地 地業	9	V Ag	平安盛土, ↑ 自然堆積層の上に人为堆積 もしくは9層を母材とした地表
				11 上 - 11 下	VI Ag1 VI Ag2 VII AG	平安盛土 ↑ 盛土「第2期工」, 10世紀前半 ← 道構面形成 →アシヨン植生復活
			SX2141 盛土整地 地業	15～16	VII CG	平安盛土 偽羅状の粘土ブロック 70 ↑ 盛土「第1期工」 9世紀後半以後～10世紀第1四半期
				V	VII AG	繩文～平安の旧地表 ↓ 自然堆積
				VI	IX CG	氾濫原堆積物（疊・砂・粘土） 90

第3図 第151次調査遺構・トレンチ配置図・基本層序模式図



第4図 遺構配置図 ($S = 1/100$)

2 検出遺構と遺物

第151次調査では、① S X2141盛土整地地業の範囲の確認と造成面上の遺構分布把握、②盛土下部の粘土ブロック層を人為・自然堆積の2方向から検討し、成因を結論づけることの2点を課題とした。

①について、S X2141盛土整地地業の範囲は確定できなかったが、地業上部に形成された硬化面を取り去ると遺構・盛土堆積層が明瞭に検出される。

②について、盛土層下部に現れる白色粘土層も盛土層と判断した。S X2141盛土整地地業の造成に2段階あり、ヨシ等の植生が復活する黒色土層を挟んで「1期」「2期」とすることが可能である。

S X2141盛土整地地業については、年報2014～2016に概略を報告した。本書では、第151次調査における新たな知見等について記載する。

S B2168掘立柱建物跡（第4・7～11図、図版5～8・15）

本遺構はH B・H C19、H A-H C20にある。南北方位に沿って柱穴2基を検出し、建物と推定した。柱穴p 1をH A20・H B20の7層（S X2141硬化面を除去後。十和田a火山灰再堆積層より下位。11層を細分した）で、柱穴p 2をH B・H C20、H B・H C19で確認した。柱痕跡間の距離は2.64m（8.8尺）である。構築面はSX2141盛土整地地業の7～11層である。出土土師器から10世紀第1～2四半期の構築である。

柱穴p 1は、白色粘土が直径1m程の不整円形を呈して検出されたため、当初S X2141盛土整地地業の盛土単位と認識した。上面を精査する過程で直径20cmの柱痕跡が確認できたことから断ち割ったところ、S X2141盛土整地地業を掘り込んだ掘り方壁面の立ち上がりを検出した（第8図）。

柱掘り方は南北1.30m、東西1.22mの隅丸方形に近い円形で、深さは0.6mである。柱は抜き取られているが、掘り方底面に残る柱痕跡が直径30cm程度で10cm程沈み込んでいる。柱アタリ部分は掘り方底部において緻密である。山中式土壤硬度計を用いて柱穴底面の緻密度を計測した。柱アタリ部分は3回計測して、15・16・21であるのに対し、柱アタリ以外では0・0・3とごく軟弱である。

堆積土は、上述のように白色粘土ブロックを基質としている。そのため、柱穴が掘り込まれた基盤であるS X2141盛土整地地業を構成する強くグライ化した暗灰褐色の粘土層とは明確に異なる。掘り方内の堆積土は4層に分層したが、2層以下の区分はグライ化の度合いによる影響が大きい。

掘り方底面付近では木材の削り屑が直径20cm程度の塊となって出土した。また、南側断面にかかるて7～9cm角の木材を検出したが長軸方向の大半が壁面内部に埋まっているため取り上げることが出来ず、そのまま埋め戻した。

柱掘り方東側断面はそのままH A20東側断面に連続して土層を記録した。S X2141盛土整地地業の堆積土が複数層なる中に構築面が設けられ、廃絶後に上面を新たな盛土が覆っている。

柱穴p 2は、当初第149次調査（平成28年度）で検出・報告したS K2158土坑の西側半分と認識した（第9～11図）。直径3mの円形に掘り込みプランを確認したことから、第149次調査すでに明らかにしたものと考え上部の確認にとどめていた。しかし、上記柱穴p 1の真北に位置し、土坑中央と柱穴p 1柱痕跡との距離が2.64m（8.8尺）と古代の建物の柱間としてもあり得ること、S A2171柱穴列（後述）とも約2.1mの距離をおいて平行することから、柱穴p 1と共に掘立柱建物跡を構成する柱穴となる可能性が高いため、第

149次調査で設定した南北サブトレーニチに直交する東西サブトレーニチを設定して、下層を確認した。第149次調査では、本遺構を自然の凹みを利用して大量の土器を埋納した土坑状の凹みと認識しており、人為による掘り込みではないと考えていた。大量の土器を含む層の上下に炭化物層があり、何らかの祭祀の可能性を指摘していた。

新たに設定した東西サブトレーニチ上部30cm程度では、第149次調査の報告通り炭化物層と重なって土器が大量に出土した。また、上下2面の焼土層も検出した。この焼土は土坑を人為的に埋めていく途中での火入れである。断面も適宜確認しながら掘り進めたところ、第149次調査部分は本遺構の「土器埋納→火入れ→埋め戻し」行為の1段階であることがわかった。東西サブトレーニチで検出した上下2枚の焼土面が先行し、その都度「土器埋納→火入れ→埋め戻し」が行われている。

これらの層を掘り抜いて土坑下底まで到達したところ、新旧2基の柱痕跡を確認した。柱痕跡の直径は新段階が直径20cm程、古段階が直径30cmである。両者とも堆積層の断面形状や堆積物の乱れから柱は東へ倒して抜き取られている。また2基の柱抜去痕の切り合いから、西側の柱痕跡が古く、東側が新しい。すると、柱の建替は西→東へ推移したことが予想され、遺構東半分に位置する第149次調査の堆積層が最新段階におけることや当時の土坑掘り方の立ち上がりが不明確であることから自然地形と判断したこと、東側へ柱の抜去がなされる過程で掘り方が壊され形状が不明瞭となっていたことから理解される。

確認できた遺構の大きさは確認面で長軸（東西）3.90m、短軸（南北）2.30m、深さ0.60mである。複数回の抜き取り・建替で掘り方が複合化し検出サイズが大きい。

なお、柱穴p2から北へ2.5mの地点にも直径60cm程の白色粘土堆積層を確認している。未調査であるが、柱穴となる可能性が高い。

柱穴p2の出土遺物（第16・17図1～6、第4表）は、須恵器环、須恵器甕、土師器环、土師器甕である。土師器环4点は油煙が付着し器壁が変色した灯明皿である。須恵器・土師器とも环の底部糸切痕は切りっぱなしである。底部径が小形化した個体（第16図9・12）や器体の水引痕が階段状に強く出た個体（第16図5）も含むことを合わせると、10世紀第2四半期のものである。

S A2171柱穴列（第4・12図、図版9）

本遺構はH A21からH C21にかけて検出した。南北方向に沿って直線に並ぶ柱穴4基を検出し、柱穴列とした。柱穴p1（SKP2172）はH C21、p2（SKP2171）はH B21、p3（SKP2175）はH A21、p4（SKP2176）はH A21で検出した。いずれの柱穴も4層硬化面を剥がした7～11層（HF-HI27断面13層）が構築面である。出土土師器から10世紀第2四半期の構築である。

柱穴p1は、他の柱穴から柱間の配置を追いかけて土色の変化を捉えたので、精査したところ、SX2141盛土整地地業を掘り込んだ掘り方壁面の立ち上がりを検出した。柱は抜き取られている。

堆積土は、6層に分層した。柱抜き取り後の埋め戻し土である。掘り方底面から直径10cm、深さ10cmの柱痕跡が沈み込んでいる。

柱穴p2は、白色粘土が直径1.90m程の広がりを持つ不整円形を呈して検出されたため、SX2163とした後、SX2141盛土整地地業の盛土単位3と認識した。羽口や鉄津などを目立って含むことから鍛冶遺構の貼床の可能性を考え、サブトレーニチを設けて下層を探ったところ、SX2141盛土整地

地業を掘り込んだ掘り方壁面の立ち上がりを検出した。柱は抜き取られている。堆積土は17層に分層した。15~17層は掘り方の充填土、それ以外は埋め戻し土である。

柱穴 p 3は、基本層序作成のための断面を掘り下げている過程で、S X2141盛土整地地業の盛土層の落ち込みとして確認した。柱穴 p 2の南2.10m、S B2168掘立柱建物跡 p 1柱穴から西2.60mに位置することから、サブトレーナーを設けて下層を探ったところ、S X2141盛土整地地業を掘り込んだ掘り方壁面の立ち上がりを検出した。柱は抜き取られている。堆積土は5層に分層した。柱抜き取り後に埋められている。5層は柱痕跡で、掘り方底面から10cm沈んでいる。

柱穴 p 4は、白色粘土が直径1m程の広がりを持つ不整円形を呈して検出されたため、柱穴 p 3との距離がほぼ2.1mと、柱穴 p 1~3の間隔と等しいため、サブトレーナーを設けて下層を探ったところ、S X2141盛土整地地業を掘り込んだ掘り方壁面の立ち上がりを検出した。柱は抜き取られている。

堆積土は9層に分層できた。1~6層が柱抜き取り後の埋め戻し、7~9層は掘り方の充填である。

出土遺物（第17図9~12、第4表）は、須恵器坏を利用した転用硯（第17図10）、羽口（第17図9・11）である。須恵器坏（転用硯）は、底部糸切が丁寧ではあるがすでに胴部下位のヘラ削りを行っていないので、9世紀第4四半期のものと考える。

S A2177柱穴列（第4図）

本遺構はH A20からH D20にある。S A2178柱穴列と平行する。南北方位に沿って直線に並ぶ柱穴5基を4層で検出し、中世以降の柱穴列とした。柱穴はいずれも1辺9~12cmの方形を呈することから、同一サイズの角材を打ち込んだと思われる。柱穴の検出地点は、柱穴 p 1がH A20、柱穴 p 2がH B20、柱穴 p 3がH C20、柱穴 p 4がH D20である。

S A2178柱穴列（第4図）

本遺構はG S21からH E21にある。S A2177柱穴列と平行する。南北方位に沿って直線に並ぶ柱穴7基を4層で検出し、中世以降の柱穴列とした。柱穴はいずれも1辺9~12cmの方形を呈することから、同一サイズの角材を打ち込んだと思われる。柱穴の検出地点は、柱穴 p 1がG S21、柱穴 p 2がH A21、柱穴 p 3がH B21、柱穴 p 4がH C21、柱穴 p 5がH C21、柱穴 p 6がH D21、柱穴 p 7がH E21である。

S D2166溝跡（第13図、図版10・11）

S D2166溝跡は、S X2141盛土整地地業7~11層から掘り込まれ、南北方向に延びる。遺構構築面は、十和田a火山灰堆積面よりも下層にある。G S22~H B22で確認したが、南北末端は確定出来なかった。長さは9m以上、幅0.50m、深さ0.24mである。出土土師器から、10世紀第1~2四半期である。盛土単位1・2に覆われ、盛土休止期のヨシ層を掘り込む。遺構構築面も溝内堆積土もグライ化した盛土層であることから全体形の把握が遅れた。溝内には側板の一部と2本の木杭が残る。側板は木杭で押さえられたと考えられる。北側断面にも側板の続きを検出したが、大半が埋まっており取り上げることが出来ず、そのまま埋め戻した。

出土遺物は、土師器坏（第17図17）、木杭（第17図8）・側板である。土師器坏は底径と器壁の傾

きのバランスから10世紀第1四半期の所産と考える。

S D2167溝跡（第13図）

S D2167溝跡は、S X2141盛土整地地業盛土単位2を切って掘り込まれる。また、G T21東壁では11層中位に現れており、第150次S K P2159柱穴と同様、11層中に形成された遺構構築面の存在を示唆している。G T21からG T22にかけて4.00m以上東から西に向かい、G T22で南に屈曲してG S22へ1.60m分を確認したが、東・南末端は確定出来なかった。遺構構築面は、十和田a火山灰再堆積面よりも下層にある。上面幅0.24m、深さ0.14mである。遺物は出土しなかった。

S D2169溝跡（第12図）

S D2169溝跡は、S X2141盛土整地地業盛土単位5を切って掘り込まれる。H C22で確認した。東西2.40m、上面幅0.30mである。遺構構築面は、十和田a火山灰再堆積面よりも下層にある。

遺物は出土しなかった。

S D2179溝跡（第7図）

S D2179溝跡は、S X2141盛土整地地業11層・S B2168掘立柱建物跡p2柱穴を切って掘り込まれる。H A-H C20で確認した。南北6.20m、上面幅0.30m、深さ0.10mである。北端は、S B2168掘立柱建物跡p2柱穴の確認形状線辺に沿って東にカーブする。南端では西に屈曲し、21列断面に現れている。長軸はS B2168掘立柱建物跡のp1-p2柱方向と合致する。遺物は出土しなかった。

S X2141盛土整地地業（第4～6・12c・14・15図、図版12～14）

第149・150次調査では、S X2141盛土整地地業について以下の6点が指摘された。

- ①丘陵裾部から南に下る連続的な緩傾斜をもち、創建期以来の表土であるV層上に造成される。面積は1,000m²程度と推定される。10世紀初頭に造営されたS B1048・1060大路西建物と同時期に、建物が立地する微高地を補整し、平場を西側へ広げるよう造成した。
- ②S X2141盛土整地地業の上面から5cm程掘り下げると移植ゴテの手応えが変わる「硬化面」が検出された。
- ③S X2141盛土整地地業上面からは、明確な遺構が検出できない。しかし、H B23盛土層直下（11層中位）からS K P2159・2162柱穴が検出された。
- ④盛土整地地業面には、平面上確認できる堆積物や織密度の異なる地点がある。およそ直径3～5mの分布範囲を持つことから、「盛土1単位」と解釈した。「盛土1単位」からは完形に近い土器がまとめて出土することがある。
- ⑤近年まで水田として利用されていたことも含めて盛土整地作業による平坦化のため、調査範囲北東端のH G17から南西端のG T23まで5cm等高線が1本入るか入らないかの高低差しかない。28列を南北に流れる用水路を境に東側が32.35～32.30m、西側が32.30～32.25mと10cm程の高低差があるが、28列よりも西側には本遺構は到達していない。盛土中には遺物が豊富に含まれるが、H A23-G T23を境として南西側ではほとんど遺物が出土しない。

⑥第149次調査では、S X2141盛土整地地業の盛土は、直接旧地表土であるV層上に乗る。第150次調査区ではH Cライン以南、20ライン以西のグリッドでは、整地面と旧地表V層（G T23-H C23東壁19層）の間に厚さ20~30cmの白色粘土層（G T23-H C23東壁11~18層）が広く堆積していることがわかった。この旧地表V層の上を覆う白色粘土層の堆積原因が、自然の水成堆積物なのか、人為的な盛土なのかを判断できなかった。

これらの事項を受けて、本遺構上面（造成面上）の範囲を確定し、人工層（盛土層）と自然層（旧地表・洪水堆積層）の区分をすることを課題とした。合わせて、造成面上での建物跡など別遺構の有無を確認することが課題であるため、第148~150次調査のトレンチを含む範囲を広く調査区として設定した。盛土上面から5~10cm（1~2層）掘り下げたところに遺構構築面が形成されているのは、第150次調査の結果から明らかであったので、面的に掘り下げて遺構確認を行った。

また、上記⑥にあげたように、第149・150次調査では盛土層下底面／自然堆積層上面の境界の確定が出来なかつたので、第150次調査で掘削したH E22東壁のトレンチをG R22まで南に延長し、層位的な脈絡の理解に努めた（第12図c）。本遺構の範囲（盛土による造成範囲）は、第149次調査の結果を基に想定した（第3図）。

第150次調査では、H A23・H B23においてほぼ一様に見える盛土層11層中位から、S K P2159・2162柱穴が検出された。また、盛土整地地業の盛土単位としてS K X2161が検出されていたので、最初にこの3遺構を再発掘し、層位的な検出面を確認した。同時にH A23-H D23間の土層断面を精査して確実な盛土上面とV層（旧地表）を確認した。

なお、第150次調査では盛土堆積の1単位をS K X2161盛土単位として遺構細分していたが、今回は命名法を変更した。S X2141の7~11層を掘り下げる過程で面的に明確に区分できる「盛土単位」は地業遺構を構成すると考え、「盛土単位」1・2・3…と連番を振ることにした（第14図）。盛土単位1を旧S K X2161にあてた。盛土単位7まで細分したが、3・4はS B2168掘立柱建物跡p 1柱穴とS A2171柱穴列p 3柱穴の堆積土である。

盛土上面の下部5cm（4上層~4層の境界域）にある硬化面を露出後、さらに掘り下げると、面的に明瞭な盛土単位が検出される。

盛土単位1はG S22-H A22で検出した。第150次調査時にS K X2161としてG T-H A23にある西側半分を調査しており、十和田a火山灰の再堆積ブロックを検出していた。出土した土器器坏は、10世紀第2四半期の所産であることから堆積時期も同じと考えた。今年度の調査でも変更はない。

盛土単位2はG S-H A21・G S-H A22から検出した。盛土単位1よりも古い。直径3mを超える落ち込みを埋める堆積土であり、構成物はほぼ一様の粘土であることから水成堆積を疑ったのだが、S D2166溝跡を覆うことから人為堆積と判断した。また、S D2167溝跡より古い。

盛土単位3・4は前述の通り、S B2168掘立柱建物跡p 1柱穴とS A2171柱穴列p 3柱穴を埋め戻す堆積土である。

盛土単位5はH C-H D20・H B-H E21に分布する。この地点にも直径3mを超える深さ0.5mほどの大きな落ち込みがあり、それを埋める堆積物である。H D21から第7号漆紙文書が出土した（第14・15図、図版12・17~20、第6表、付編三上報告）。本地点は須恵器の大破片・墨書き土器・漆付着土器が目立つ。須恵器の大破片は9世紀中葉~後葉のものであり、特に須恵器台付杯（第22図

14、図版13中・15)は9世紀第1四半期の富ヶ沢窯跡生産品と類似する。遺物を包含する地層の堆積時期(10世紀第2四半期)よりも古い遺物を特徴的に含む(第18図11、第20図5、図版14)。

盛土単位6はH E 21で検出した。盛土単位5よりも新しい。直径0.5m程の不整形を呈し、大量の炭化物を含む。炭化物の集中層で、獸骨片・炭化米を含む(図版14中)。焼土は目立たないが現地性の炭化物である。

盛土単位7は、H E 21で検出した。盛土単位6を炭化物の集中地点のみに限定して分離し、盛土単位5・6よりも古い堆積土を盛土単位7とした。H E 22東壁断面から旧地表V層に直接乗っており、S X 2141造成の早い段階で積まれていると推定した。

H F - G R 22間の土層断面(第5図)から、最も北に位置する17層(盛土単位7)が確実な盛土最下層であることがわかった。17層の上を覆うのが16・20層に区分される白色粘土層で、盛土最下層／旧地表V層境界を南に追うと、17層はH D 22に到達したところで消失し、H D 22からは白色粘土層が旧地表V層に直接乗る。従って、第150次調査で人為か自然かの判別が出来なかった20層白色粘土層は、H D列以南のグリッドでは盛土最下層であることがわかった。層相からの判断を困難にしていった理由の一つに、ヨシを豊富に含む黒色土18・19層が20層白色粘土層上に形成されていることで、自然の土壤生成作用(水成堆積物を母材とした残積性土壤)を受けたように見えていたことがあげられる。今回の観察結果から、20層白色粘土層が盛土層と解釈できたので、盛土造成工事に2段階あり、最初に白色粘土を大量に積む第1段階と18・19層でヨシ層の発達する休止期を挟んで粘土ブロックを含む土砂を盛る第2段階があると考えた。20層白色粘土層は鍵層となる。

第149・150次調査では本遺構上面を精査し、一様な盛土堆積層に発達するサンクブラックや硬化面を検出していた。また、地表化した期間が長かったことを示すように、出土遺物は数量が豊富であるものの細片化しており、帰属時期も9世紀前半から10世紀前半までの雑多な資料が層位・地点の区別なく混在していた。今回、調査を本遺構の中層域に進めたところ、当時の盛土造成の進捗を示すような面的まとまりに遺構面を区分することができ、土層断面との関連づけが可能となった。

盛土単位の上面にはS D 2167・2169溝跡のような幅20cm程度の細い溝が数条設けられている。また、数mおきに、直径15~20cmの頁岩製亜角礫が分布する(第14図)。長森丘陵の母岩に由来する。

遺物は青磁、漳州窯産染付、灰釉陶器碗、須恵器環・壺・甕・瓶、黒色土器環、内黒土師器高台付环・环、土師器環・皿・甕・鍋・把手、転用硯、漆紙文書、墨書き土器、平瓦、焼粘土塊、鉄滓、箸・棒状木製品、板状木製品・燃えさし・加工木、炭化米、陶磁器、焼礫、錢貨、獸骨が出土した。

灰釉陶器碗(第23図3、図版15)は9世紀後半光ヶ丘1号窯並行期と考えている。須恵器甕破片には周囲を細かく打ち欠いて長方形の短冊状に整形した物がある(第21図3・7、図版15)。両方とも胎土は白く精緻で薄緑色の自然釉がかかり、灰釉陶器と見まごうほど良質である。内側には墨を塗っており、払田櫛跡に隣接する厨川谷地遺跡で目立って出土した須恵器破片と似る。須恵器甕(第21図1、図版15)は焼ゆがみが著しく胴部が破裂している。器としては使用できない個体であり、最初から破片が持ち込まれたと考える。土師器の把手付鍋(第23図15)は、口縁部に受け口状の段を持ち、大きく開いている。把手付の胴部破片と接合しないため、厳密には同一個体といえないが、焼成・胎土・調整の特徴がごく近い。口縁部は回転台で整形し整った形状を持つ。胴部は叩目をケズりで消していることから、10世紀第1四半期以降と考える。口縁部に漆が付着している。筆先を整えたよう

付着形状であることから、破片となってから筆先の試しに再利用された可能性がある。

墨書き器は、35点出土した(第25・26図、第5表、図版16)。第151次調査で出土したもの全点である。判読できた文字は、「官」、「臣」、「所」、「厨」、「大」、「丸」である。11層盛土単位5からの検出が目立つ。須恵器は9世紀後半のものが多い。第7号漆紙文書を含む層準でもあり、盛土用の土砂が採取された地点での第1次堆積の時期と性格を示すかもしれない。

S K P 2173柱穴（第12図）

S K P 2173柱穴は、H B21にある。S X2141盛土整地地業11層で確認した。平面形状は直径0.28mの円形である。検出にとどめた。

S K P 2174柱穴（第12図）

S K P 2174柱穴は、H B21にある。S A2171柱穴列 p 2柱穴の精査に伴い検出した。構築面はS X2141盛土整地地業11層である。平面形状は直径0.24m、深さ0.60mの円形である。構築年代は、10世紀前半と想定している。

S K P 2180柱穴（第4・5図）

S K P 2180柱穴は、H C22にある。基本層序確認用土層断面にかかって検出した。構築面はS X2141盛土整地地業12層である。断面での形状は上面直径0.54m、深さ0.28mである。構築年代は、10世紀前半と想定している。

S K P 2181柱穴（第4・5図）

S K P 2181柱穴は、H A22にある。基本層序確認用土層断面にかかって検出した。構築面はS X2141盛土整地地業12層である。断面での形状は上面直径0.24m、深さ0.54mである。構築年代は、10世紀前半と想定している。

S K P 2182柱穴（第4・5図）

S K P 2182柱穴は、G S22にある。基本層序確認用土層断面にかかって検出した。構築面はS X2141盛土整地地業12層である。断面での形状は上面直径0.40m、深さ0.70mである。構築年代は、10世紀前半と想定している。

遺構外出土遺物（第24図7～9、図版15）

出土遺物の多くはS X2141盛土整地地業に伴うもので、遺構外出土遺物は多くない。遺構外からの出土遺物は次の通りである。

III層：土師器壺・甕。II層：縄文土器・石器・須恵器壺・壺・甕、土師器壺・甕、陶磁器、焼砾、銭貨。I層：土師器壺・甕。

第3節 小結

第151次調査では、大路地区に復原されているS B 1048・1060大路西建物の西側低地における遺構分布状況を確認することを目的とし、以下に記す2つの課題を設定した。

<課題①>

第148次調査（平成26年度）以来調査しているS X 2141盛土整地地業（10世紀前半）の南西部縁辺を確認し、整地面の遺構分布状況を把握すること（第3・4図）。

<課題②>

盛土下部の粘土ブロック層を人為・自然堆積の2方向から検討し、成因を結論づけること（第3・5図）。

これら2つの課題を明らかにするため、グリッド杭H B19・H D19・H F21・H F23・H D24・H A24・G R23・G S21・H A20で囲まれる南北24m、東西15mの範囲を調査対象地区としトレンチを設定した。

調査の結果、課題①については、S X 2141盛土整地地業の中層面から、掘立柱建物跡の一部を検出した。しかし、南限・西限は確認出来なかった。課題②について、盛土層下部の白色粘土ブロック層は人為堆積と結論した。

調査結果

<課題①について>

昨年度実施した第150次調査では、S X 2141盛土整地地業の末端を確定するとともに上面での遺構分布を広く確認するため、調査区をグリッドに従って市松状に配置して、広く遺構分布を探った。その結果、盛土層中位に生活面が構築されていることが判明し、柱穴S K P 2159を検出した。今年度第151次調査では、S K P 2159と同一層準を狙い、盛土層上部を剥がして、中層部での遺構検出を試みた（第4図）。その結果、以下の点が明らかになった。

(1) S X 2141盛土整地地業の中層からS B 2168掘立柱建物跡、S A 2171柱穴列1条を検出した。

S B 2168掘立柱建物跡とS A 2171柱穴列は、共通して南北軸をもつ。ただし、遺構間が2.1～2.6mとごく近いこと、軸は同一方位を向くものの若干ずれることから、同一建物の母屋・庭を構成するのか、時期を違えた別建物なのかは明らかにしていない（第7・12図、図版5）。

柱穴は柱の抜き取り後、白色粘土を多く含む土で埋め戻している。周辺や掘り方基盤となる盛土とは明確に異なる土砂である（図版6・7・9）。

H F - G R22に設定した土層断面でS K P 2180-2182柱穴を検出しており、これらが柱穴列を構成するならば、S A 2171柱穴列と3mの距離をおいて南北軸をそろえて並行することになる。また、第150次調査で検出したS K P 2159柱穴とS K P 2181柱穴は柱間3mで東西軸に乗る。S K P 2180-2181間が3.70m、S K P 2181-2182間が6.60mであり、S B 2168掘立柱建物跡・S A 2171柱穴列の柱間とも異なるので、建物を構成するかどうかはわからない。

(2) 第149次調査において調査したS K 2158土坑を再調査した。理由は、今回検出したS B 2168掘立柱建物跡の柱筋が、S K 2158土坑に重なっていたためである。土坑を埋め戻した土を除去し

て第149次調査での断面を確認し、サブレンチを設定して掘り下げたところ、S K2158土坑は、第149次調査で考えられた自然の凹みを利用した祭祀坑ではなく、S B2168掘立柱建物跡の柱穴 p 2 が1回建て替えられ、それを埋める途中で祭祀を行った、複合遺構の最新段階であることがわかった。

- (3) 盛土層の下部から、S X2166溝跡を検出した（第13図、図版10・11）。内側は、側板を杭で押さえる。4m程度の短い溝だと考えていたが、南北に伸びて今回の調査区外に達している。北側は、S D2154大溝と連結したか否かの関係が、南側はS X2141盛土整地地業の南側縁辺の外へ出るか否かが問題である。側板を設置するしっかりした作りの溝であるから、排水溝として盛土形成初期に計画的におかれたものであり、S D2154大溝の機能を補完する可能性が高い。
- (4) 昨年と同様、S X2141盛土整地地業は上面から5cm程掘り下げるとき移植ゴテの手応えが変わる「硬化面」が検出される。硬化面の上方はクラックが発達することから、盛土堆積後、長く地表に暴露されており、耕作や土壤化の影響を強く受けた結果と判断した。

また、昨年は「盛土単位」として個別に遺構番号を振った盛土堆積単位は、S X2141盛土整地地業の細分層として扱うこととし、「単位5」などと表記した。「盛土単位」を断ち割ると、その下の層が大きく凹んで、直径数m、深さ30～60cmの大穴となることがわかった。凹む地層自体も盛土であり、頻繁に浸食や掘削を受けては埋め戻しを繰り返している（第5・14図）。

- (5) S X2141盛土整地地業の中層部には、S D2167・2169・2179溝跡のように幅20～40cm、深さ10cmほどの細い溝が複数造られている。盛土時の排水のためと整地面の水平を取るために用いられたのかもしれない。直径15～20cmの頁岩製亜角礫が置かれている。盛土を積んでいく目印と考えられる。

＜課題②について＞

- (1) 昨年度第150次調査では、S X2141盛土整地地業の下、旧地表の上を覆う白色粘土層の堆積原因が自然の洪水堆積物なのか、人為的な盛土なのかを判断できなかった。ただし、堆積層が上下に分層され、その層界に柱穴跡 S K P2159が検出されたことから、堆積の休止期があり地表化に伴って遺構面が形成されていることがわかつっていた。

この粘土層の成因を明らかにするために、H F22-G R22杭間をつなぐトレンチを掘り、地層の連続性を確認した（第3・5図、図版3・4）。昨年はH E22で問題の（人為堆積に見える）白色粘土層が下方へ潜っていく様子を確認していたので、その続きを追ったところ、確実な旧地表土上・確実な上部盛土層の間に連続して堆積していることが明らかとなった。そして、H F22における白色粘土層の堆積形態は、旧地表土上に盛られた盛土の上部に貼られた様に堆積している。従って、H F22では盛土上に貼られていること、旧地表土の傾斜に沿って南に向かい連続して堆積していることから、人為堆積で平坦面造成の初期段階に一気に積まれた粘土層と解釈した。白色粘土層を鍵層として使い第150次調査時層序との脈絡を付けた（第12図c）。

白色粘土層は深く潜り込んでいる箇所では、白色粘土の上に黒色土層が一時期形成されている。また、今回のトレンチ南端にあたるG R22では、洪水堆積物や低湿地堆積物の影響を受けて、白色粘土層は自然堆積層に見える。白色粘土層を人為的に積んだとしても、その後一定期

間（土壌生成作用を受けて黒色土が堆積するぐらいの期間）放置されていたことが、白色粘土層の形成要因を人為／自然どちらとも取れるような層相に変化させた原因と考える。

なお、かつて八郎潟埋立拓事業において軟泥の陸地化・乾燥地化を目的としてヨシの蒸散能力を利用したことが知られている（ヨシ種子を大量に播種）。S X2141中層域における植生の復活が、同様な効果を期待した意図的な工法であれば興味深い。

＜漆紙文書の出土について＞

S X2141盛土整地地業を掘り下げている過程で、漆紙文書が出土した（第14・15図、図版12・17～20）。出土地点はH D21グリッド、層位は11層盛土単位5（地表下30cm程度）である。漆紙文書の周囲、同一層からは9世紀第2四半期～10世紀第2四半期の土師器・須恵器が出土した。11層盛土単位5は4層に覆われる。4層も盛土であり、中には十和田a火山灰がブロック状に含まれることから、十和田a火山灰の再堆積層と判断した。従って第7号漆紙文書が出土した11層盛土単位5は、10世紀第2四半期の堆積とした。

漆紙文書は、周囲の土ごと長さ20cm×幅15cm×厚さ8cm程度の塊で切り出し、屋内でクリーニングした。漆紙文書の大きさは縦15cm×横9.5cmで両面に文字が書かれている。文字の多い方をA面、漆付着面で文字が少ない方をB面とした。解読は、国立歴史民俗博物館の三上喜孝氏に依頼した（付編三上報告）。A面は5行29文字、B面は2行7文字が書かれていた（不明字含む）。図版17・18）。

A面には「秋田城」、「兵糧」、「俘料」、「大目罣本」の文字、「捌伯伍拾」、「貳拾漆」という大字による数字が書かれている。①宛先・②物品名と数量・③責任者の項目が繰り返されると推定できることから、帳簿の下書きと考えられるとのことである。

「大目罣本」は、国司四等官である大目が払田柵跡にいたことを示している。上国である出羽国に大目が配置されるのは830（天長7）年閏12月26日以後である『類聚三代格』。このときは天長地震による復興業務の増大に対応して人員の増加を認めたもので、そのまま大小目の2人体制が常態となるのか、忙しい時期が終われば本来の1名体制に戻されるのかは不明である。その後も、元慶の乱に伴って権大目が配属されるなどの事例が記録されている。

なお、近畿大学鈴木拓也氏から、A面4行目第2番目の不明字を、奈良文化財研究所『日本古代木簡字典』94頁にある「物3-03076」、または「物4-04786」とし「雑物使」と読めるのではないかというご教示をいただいた。

これまで、第100次調査（1994年度）出土の第2号漆紙文書に「事力長」の文字が見えることから国司にあてがわれる労働力の長として説明されてきた。また、第49次調査（1983年度）出土の第17号木簡「×興 申請借稟」は借貸稟に関わる請求文書とされている。第7号漆紙文書の出土によって、これまで単発的ほのめかされてきた国司の存在が確実になった。

まとめ

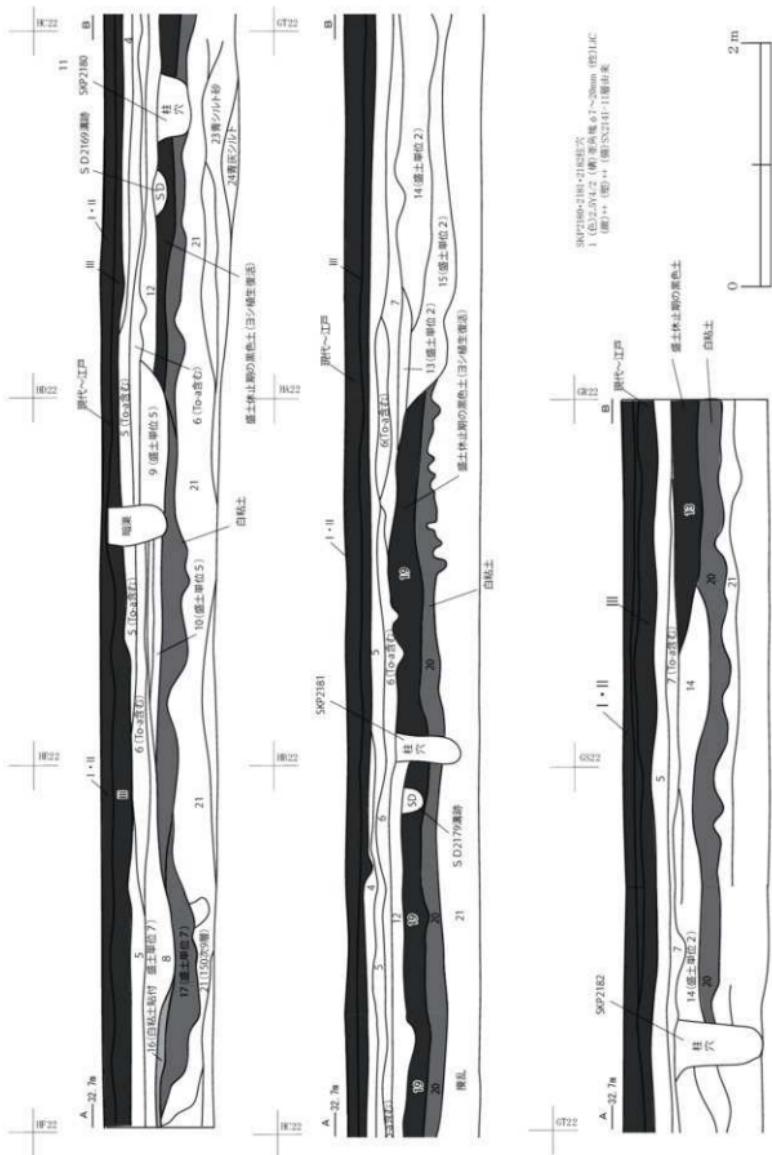
第151次調査の概要を以下にまとめる。

(1) 明らかになったこと

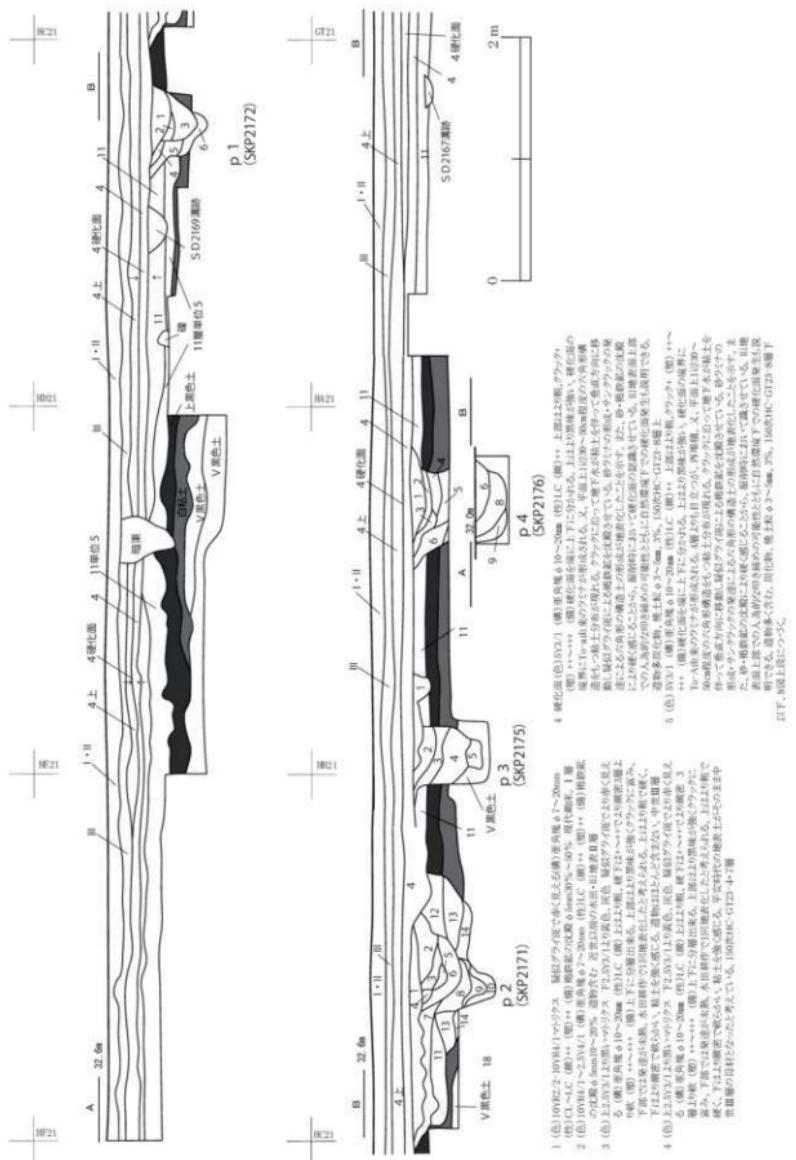
- ① S X2141盛土整地地業の上面は、後世の土壤化の影響を受け、明確な遺構を検出できない。
- ② S X2141盛土整地地業の上面下間に硬化面が形成され、硬化面以下の層順で遺構が検出される。また、十和田a火山灰はこの硬化面下上で検出されることが多い。ただし、火山灰層はごく薄いラミナとして検出されるか、ブロックとして検出されるかであり、1次堆積／2次堆積の区別は明確では無いことから、2次堆積層と考えた方がよい。
- ③ S X2141盛土整地地業中層以下に、S B2168掘立柱建物跡などを乗せる、遺構構築面が形成されている。
- ④ S X2141盛土整地地業の盛土は大きく2時期に分かれる。白色粘土ブロックを大量に敷く「第1期工」と、ヨシ層にみる植生の復活に示される「休止期」を挟んで、黒色土や築地解破片のようなブロックを積む「第2期工」である。「第1期工」を9世紀第4四半期～10世紀第1四半期以後、「第2期工」を10世紀第1四半期以後とすると、915年の十和田a火山灰降下後にも盛土が行われていたと考えられる。
- ⑤ S D2166溝跡は、「第1期工」後の排水用に作られたものと考える。造成休止期にヨシが繁茂して乾燥を促した。「第2期工」ではS D2167・2169・2179溝跡のような長さ数m、幅20～50cm、深さ20cm程度の小さな溝によって排水、あるいは水平確認したと考える。
- ⑥ 第7号漆紙文書が出土し、国司の存在がほぼ確実となった。また、払田柵跡と秋田城が物資のやりとりを通じて密接な関係をもっていた事が明らかとなった。

(2) 残された課題

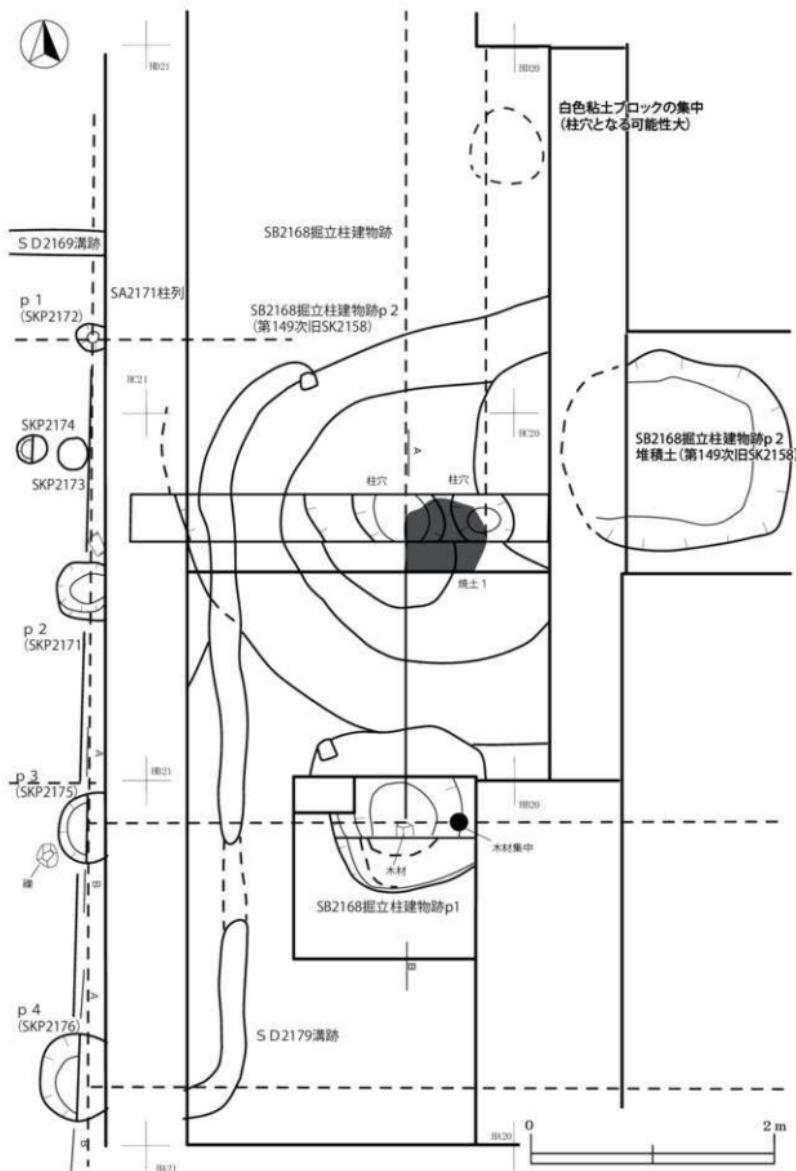
- ① S X2141盛土整地地業中・下層の遺構分布を明らかにすること。
- ② S X2141盛土整地地業縁辺の確定と末端工法の確認をすること。
- ③ S D2154大溝の末端を確定すること。
- ④ S B2168掘立柱建物跡の規模と建物方向を確認すること。
- ⑤ S D2166溝跡の南北末端を確定し、その仕舞とS D2154大溝への連結の有無を明らかにすること。



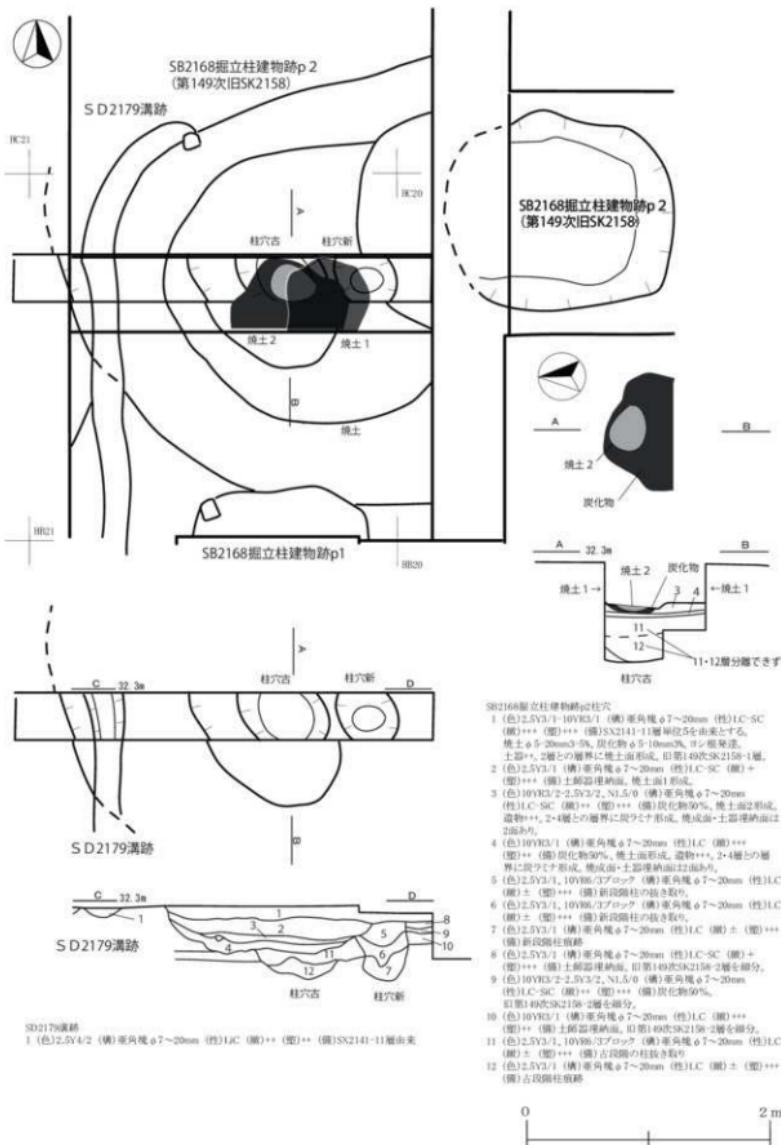
第5図 S X2141盛土整地地業 (HF22-GR22)、S D2169・2179溝跡、SKP2180・2181・2182
柱穴断面図



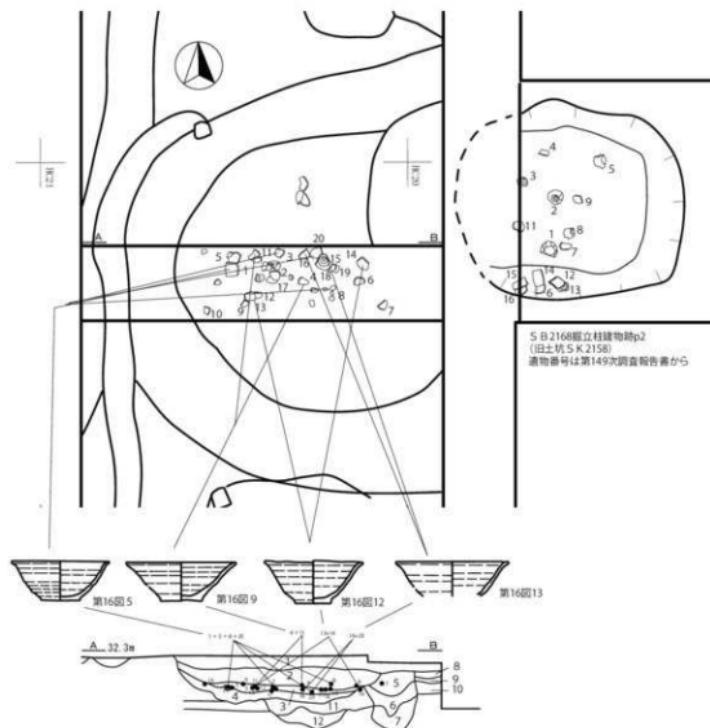
第6図 HF-GT21裏壁断面図



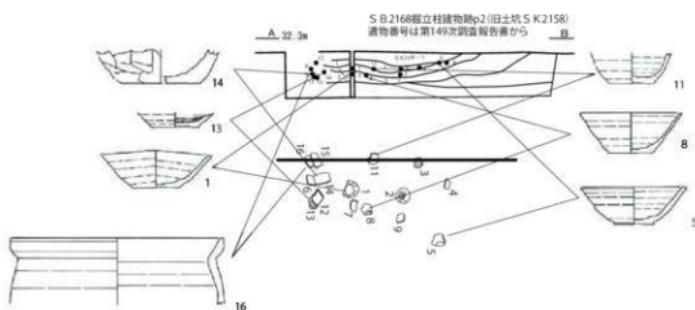
第7図 SB2168掘立柱建物跡・SA2171柱穴列平面図



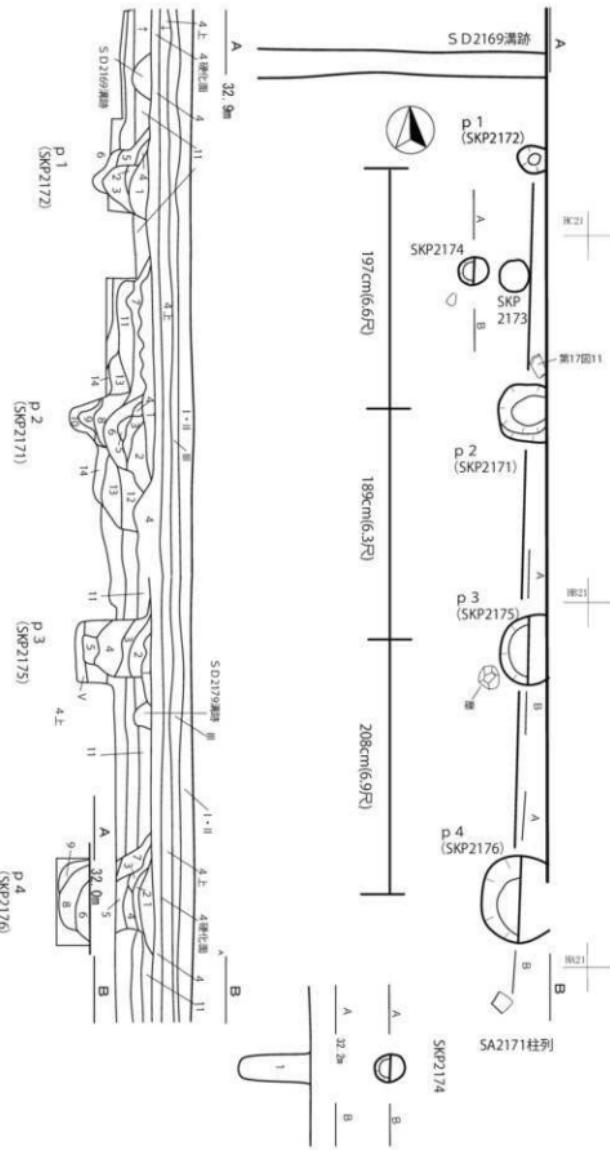
第9図 SB2168掘立柱建物跡 p2柱穴・SD2179溝跡平面図・断面図



第10図 S B2168掘立柱建物跡p2柱穴出土土器分布図



第11図 S B2168掘立柱建物跡p2柱穴(旧 S K2158土坑部分) 出土土器分布図



第12図 S A2171柱列・S D2169溝跡・S K P2174柱穴平面図・断面図

SA2121柱穴標記柱穴(SA2121)

- (1) (2)S2V(3) 8度より下化して明るい赤色の葉筋(葉)先端角丸10~20mm
(3)S2C(3) 葉幅4~5mm(葉)先端角丸11~14mm

(2) (2)S2V(4) 7度葉幅7~8mm(葉)先端角丸10~12mm

(3) (2)S2V(4) 7度葉幅8~9mm(葉)先端角丸10~12mm

(4) (2)S2V(4) 6~7度葉幅8~9mm(葉)先端角丸10~12mm
(5) (2)S2V(4) 6~7度葉幅8~9mm(葉)先端角丸10~12mm
(6) (2)S2V(5) グラウンドで明るい赤色の葉筋(葉)先端角丸10~20mm
(7) (2)S2V(5) 5度より下化して赤色(葉)先端角丸10~20mm
(8) (2)S2V(3) 5度より下化して赤色(葉)先端角丸10~20mm
(9) (2)S2V(3) 5度より下化して赤色(葉)先端角丸11~14mm
(10) S2V(3) 5度より下化して赤色(葉)先端角丸11~14mm
新芽葉質薄

SA2171柱穴測p2柱穴(SKP2171)

- (1) (2)2.5V/1 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) ~+~+~+~(性) IJC (R)
 (薄) 白土粘土塊 50mm×50mm, 塑化鋁 6.2~6mm3%, 鐵鉻鋅 0.3mm,
 手拉枝取(壓)の埋め戻し。

(2) (2)2.5V/2 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) ~+~+~+~(性) IJC (R)
 (薄) 白土粘土塊 50mm×50mm, 塑化鋼 2~6mm3%, 鐵鉻鋅 0.3mm,
 手拉枝取(壓)の埋め戻し。

(3) (色)2.5V/2 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) (+) (性) IJC (R)
 (薄) 白土粘土塊 2~3mm, 既拉枝取(壓)の埋め戻し。

(4) (色)2.5V/2 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) (+) (性) IJC (R)
 (薄) 白土粘土塊 2~3mm, 既拉枝取(壓)の埋め戻し。

(5) (色)10VH/2 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) (+) (性) IJC (R)
 (薄) 粘土取(板)の埋め戻し。

(6) (色)10VH/1 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) ~+~+~+~(性) IJC (R)
 (薄) 白土粘土塊 50mm×50mm, 塑化鋼 10mm3%, 鐵鉻鋅 0.1mm,
 手拉枝取(壓)の埋め戻し。

(7) (色)2.5V/1 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) ~+~+~+~(性) IJC (R)
 (薄) 白土粘土塊 50mm×50mm, 塑化鋼 5~8mm3%, 鐵鉻鋅 0.3~0.5mm,
 手拉枝取(壓)の埋め戻し。

(8) (色)2.5V/1 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) ~+~+~+~(性) IJC (R)
 (薄) 白土粘土塊 50mm×50mm, 塑化鋼 1~3mm3%, 手拉枝取(壓)の埋め戻し。

(9) (色)2.5V/2 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) ~+~+~+~(性) IJC (R)
 (薄) 白土粘土塊 10~40mm×10~40mm, 塑化鋼 0.1mm3%,
 粘土取(板)の埋め戻し。

(10) (色)2.5V/2 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) ~+~+~+~(性) IJC (R)
 (薄) 粘土取(板)の埋め戻し。

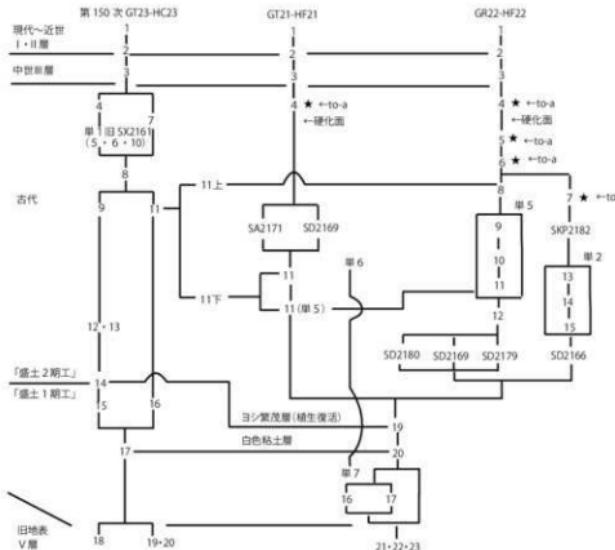
(11) (色)2.5V/1 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) (-) (性) IJC (R)
 (薄) 粘土取(板)の埋め戻し。

(12) (色)2.5V/1 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) (+) (性) IJC (R)
 (薄) 粘土取(板)の埋め戻し。

(13) (色)2.5V/2 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) (+) (性) IJC (R)
 (薄) 粘土取(板)の埋め戻し。

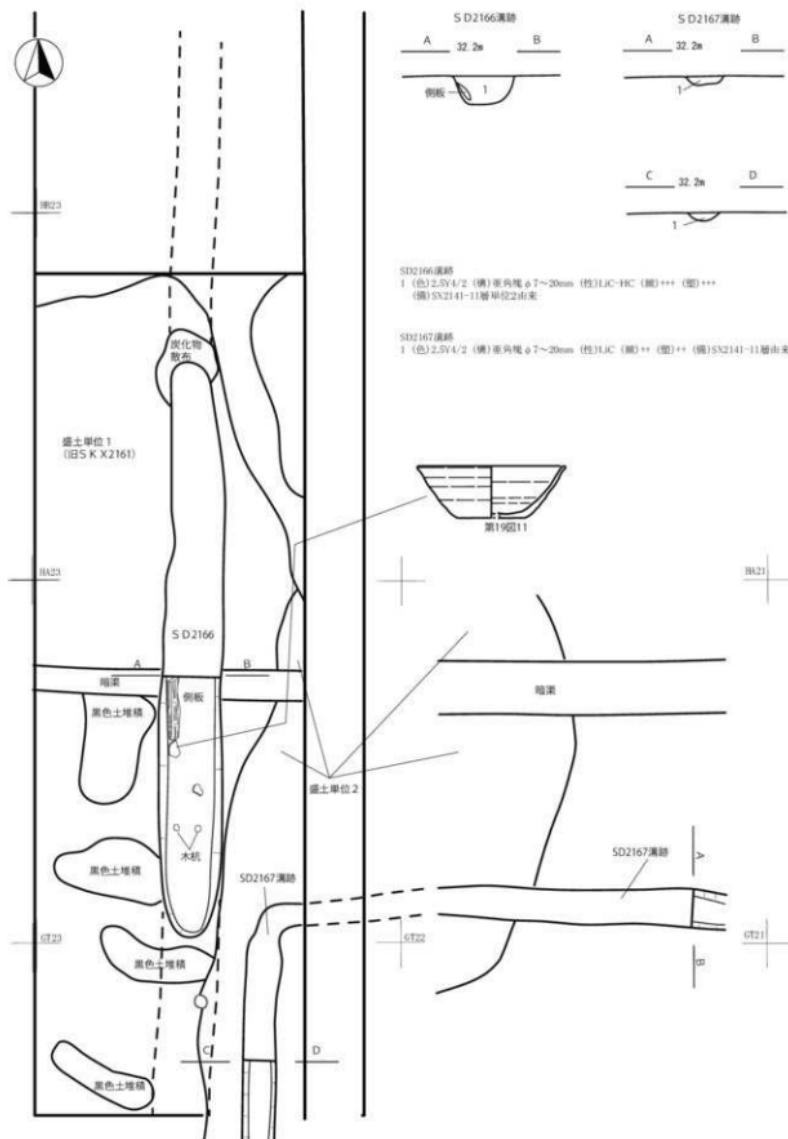
(14) (色)2.5V/1 (薄) 半角周波 10~20Hz (性) IJC (R) ~+~+~+~(性) IJC (R)
 (薄) 粘土取(板)の埋め戻し。

第12図b SA2171柱穴列・SD2169溝跡・SKP2174柱穴断面図土層説明

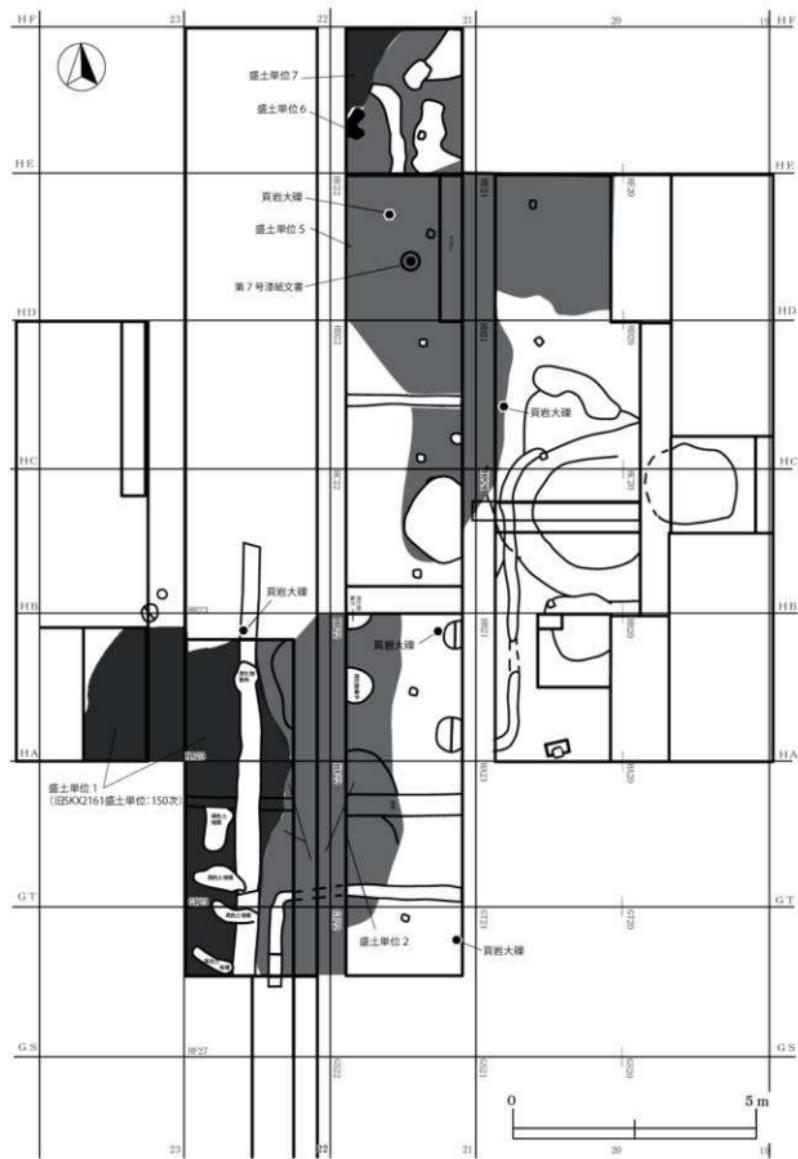


第12図 c 地点間層序関係図

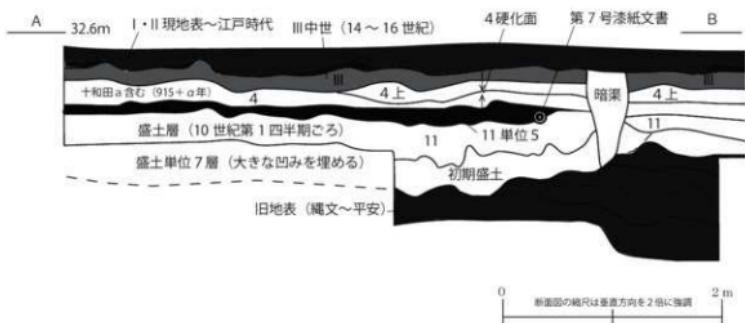
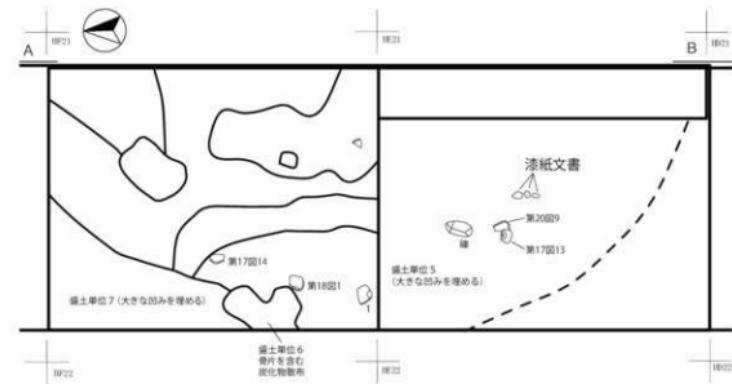
- 39 -



第13図 SD2166・2167溝跡平面図・断面図

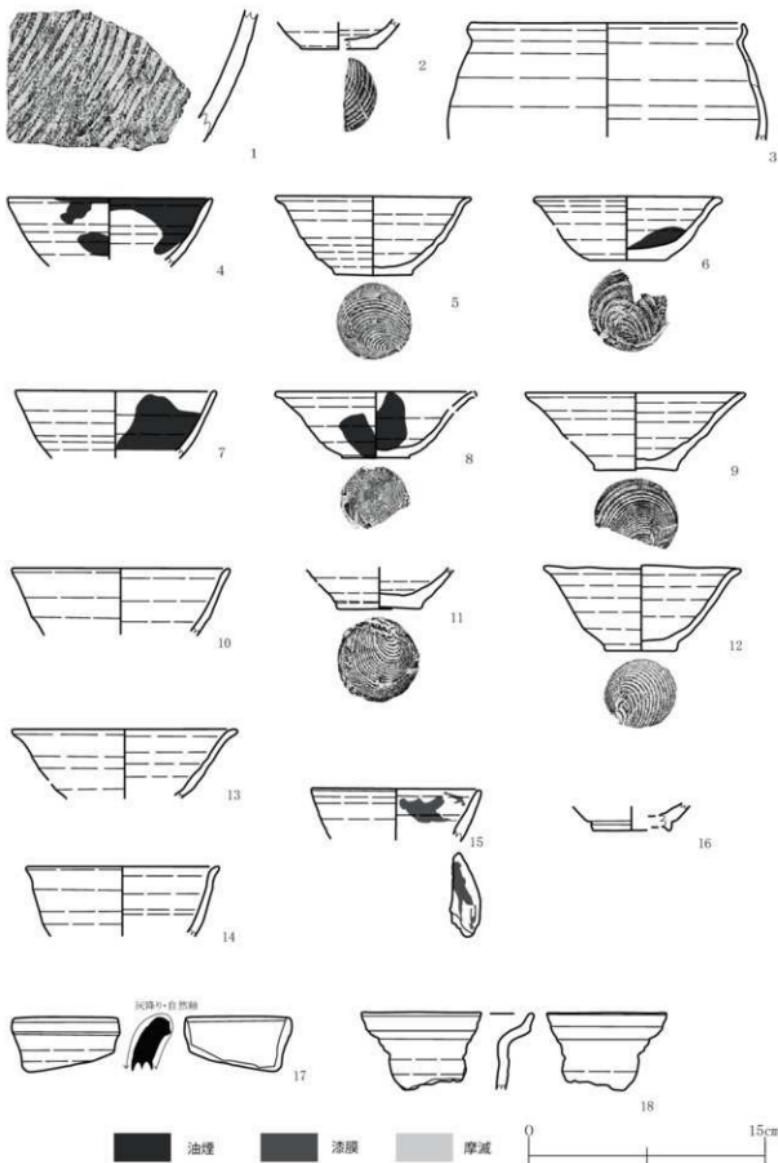


第14図 S X2141盛土整地地業単位分布図 (S=1/100)

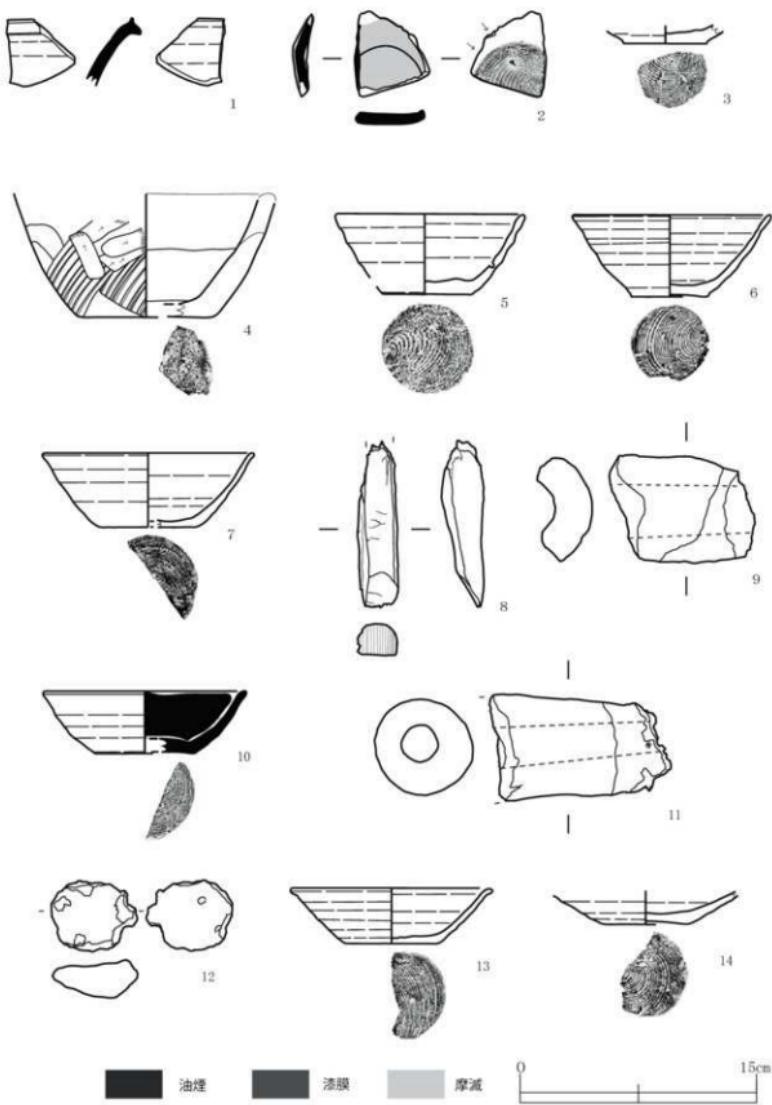


漆紙文書出土位置と層位及び出土状況写真

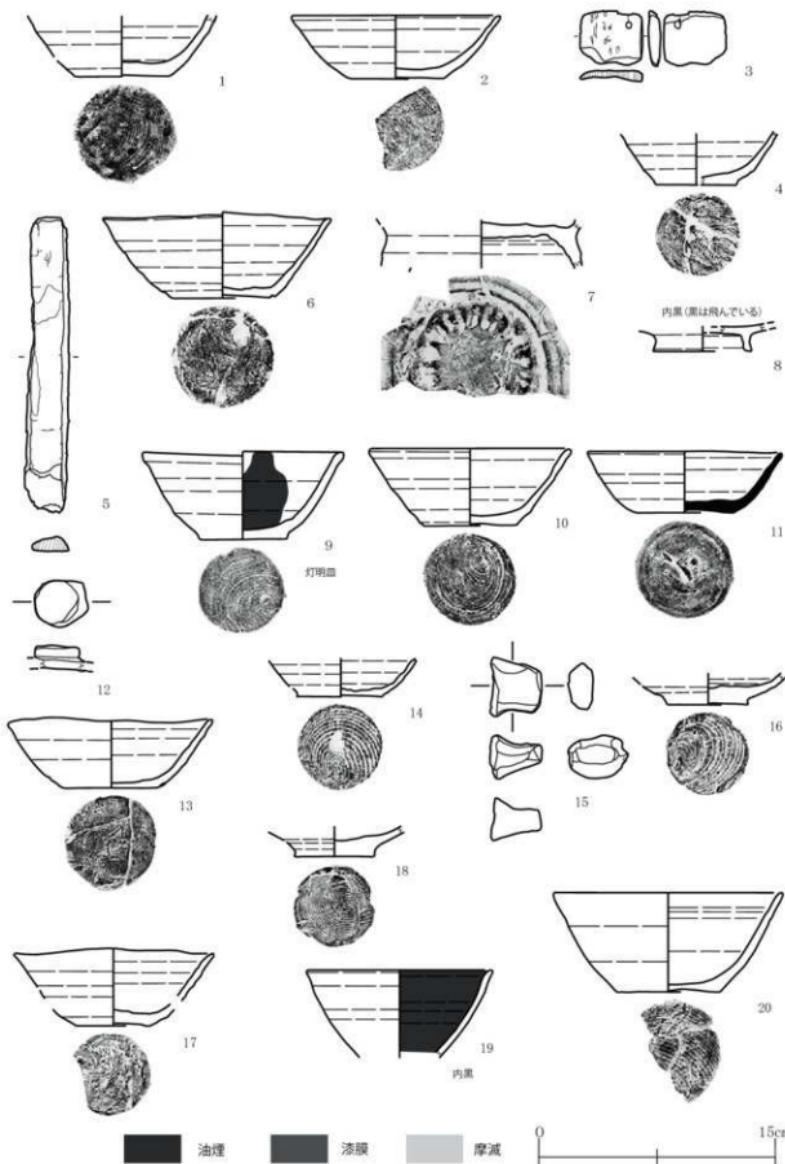
第15図 第7号漆紙文書出土地点



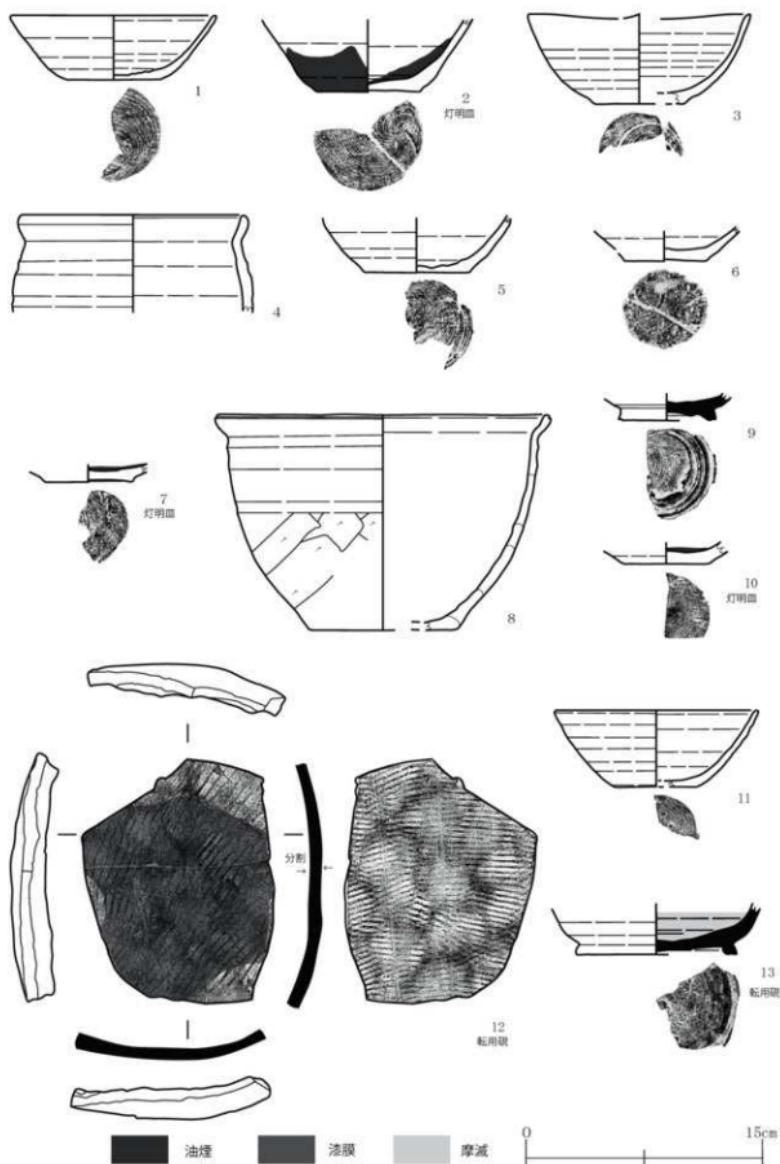
第16図 SB2168 堀立柱建物跡 p 2 柱穴出土遺物



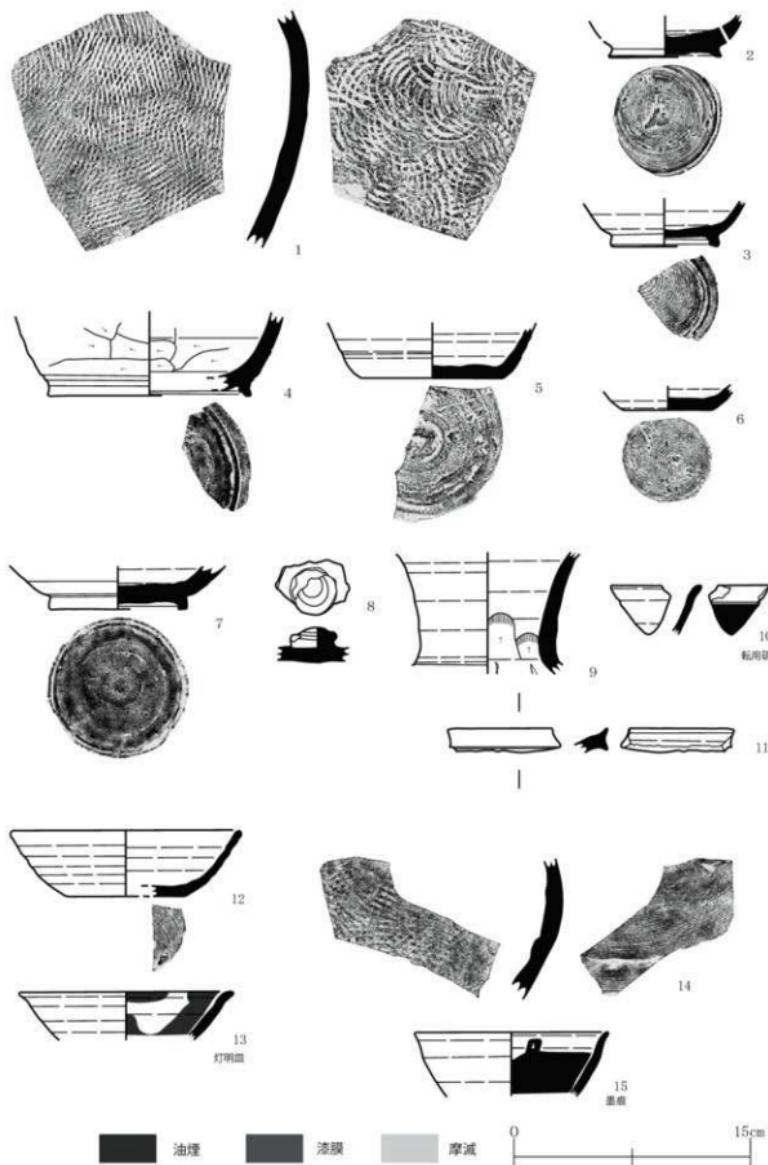
第17図 S B2168据立柱建物跡 p 2 柱穴・S A2171柱穴列 p 2・p 3 柱穴・S X2141盛土整地地業
盛土単位5出土遺物(1~6 : SX2141、7~8 : SD2166、9~11 : SA2171p2、12 : SA2171p3、
13・14 : SX2141)



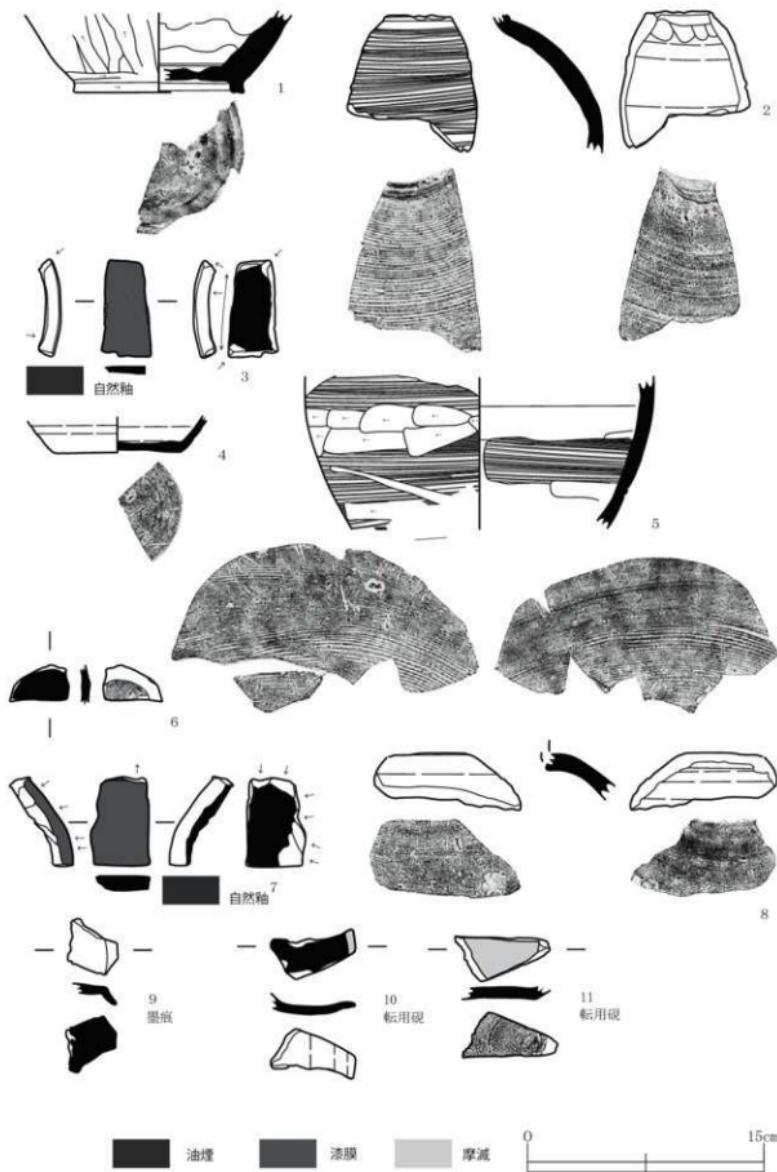
第18図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (2)



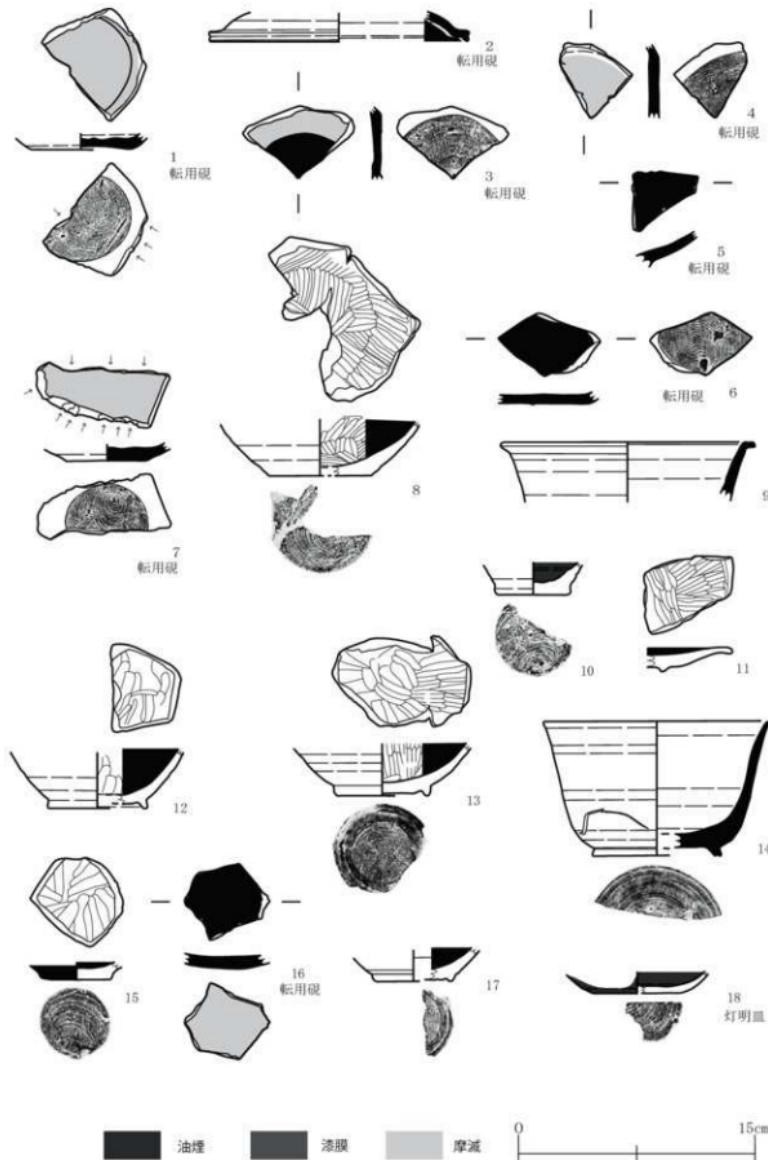
第19図 SX2141盛土整地地業出土遺物（3）



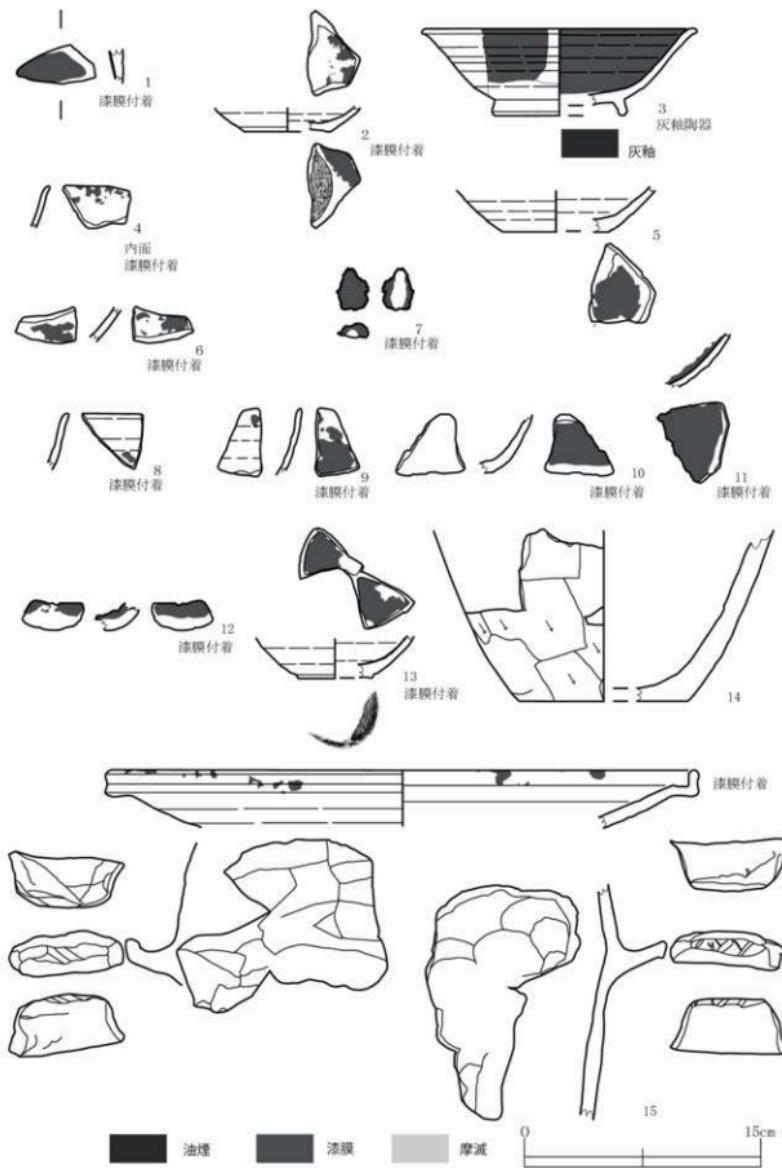
第20図 S X2141盛土整地地業出土遺物 (4)



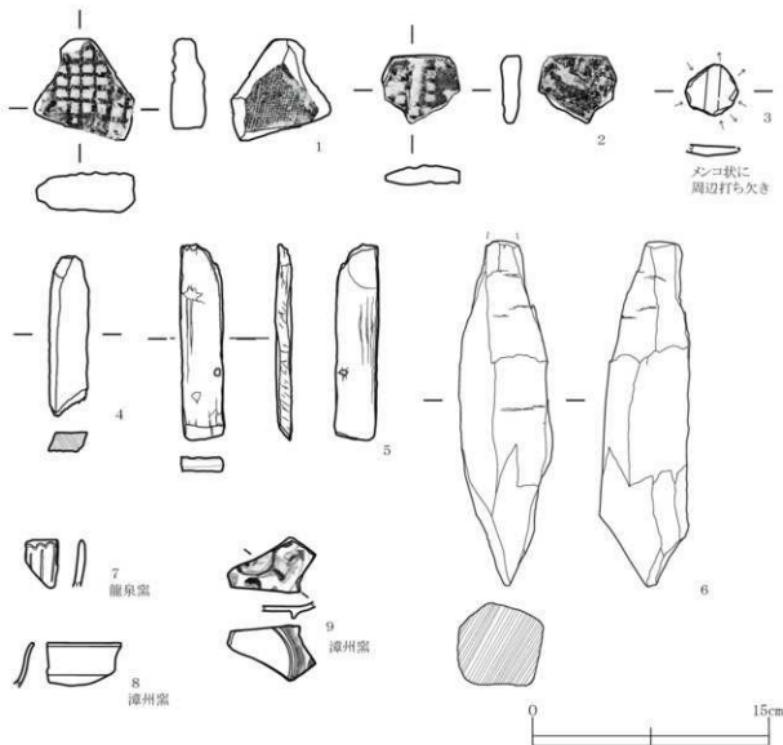
第21図 S X2141盛土整地地業出土遺物（5）



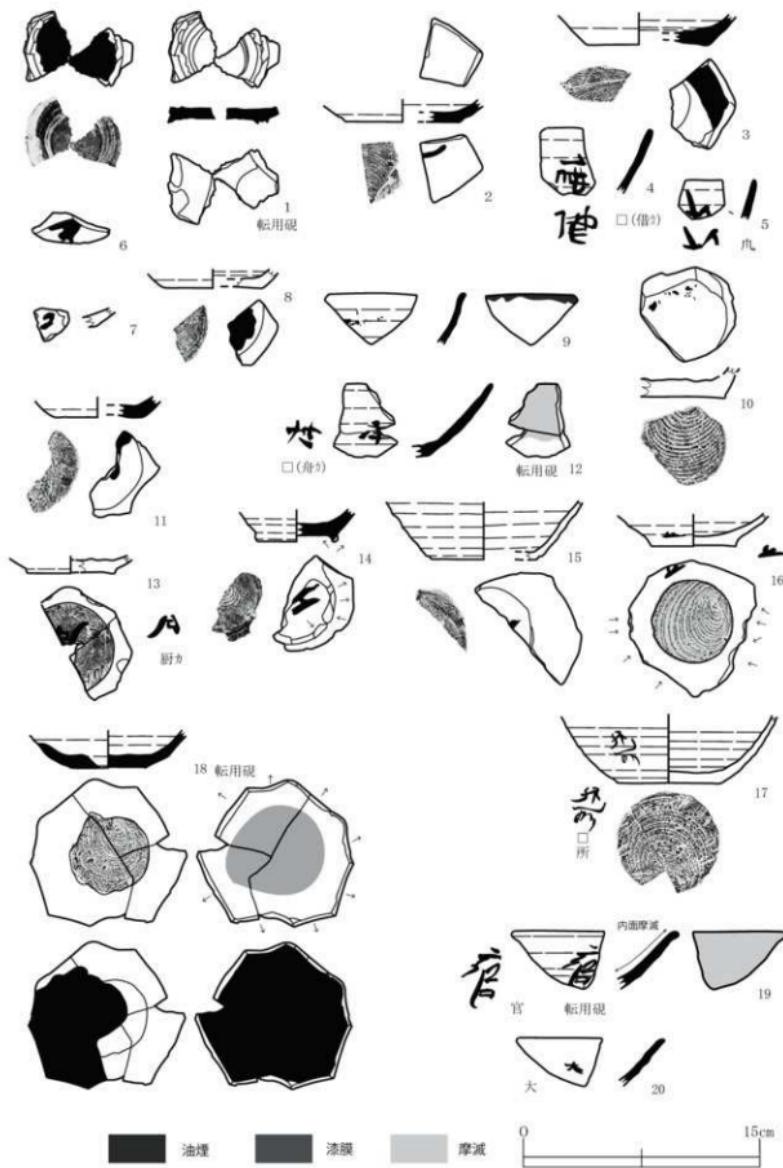
第22図 SX2141盛土整地地業出土遺物（6）



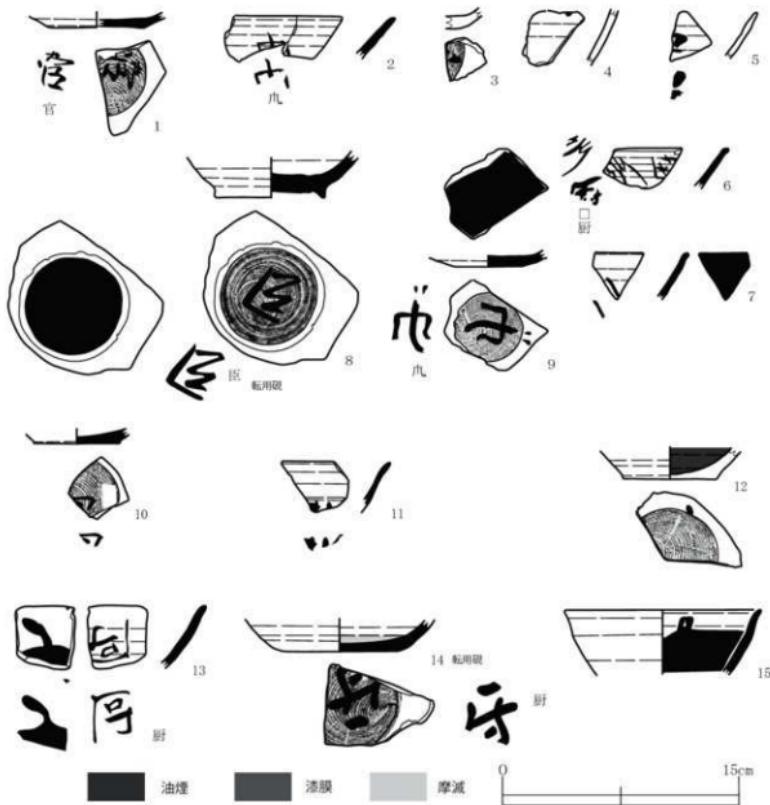
第23図 S X2141盛土整地地業出土遺物（7）



第24図 SX2141盛土整地地業出土遺物（8）・遺構外出土遺物（1～6 : SX2141、7～9 : 遺構外）



第25図 第151次調査出土墨書土器 (1)



第26図 第151次調査出土墨書土器（2）

第4集 清华校歌

第五步 第7号清点文具

第4章 関連遺跡の調査

第1節 調査に至る経過

平成26年度に始まる第9次5年計画では、払田柵跡内の調査に加え、「払田柵跡関連遺跡の試掘調査等」も実施することを掲げている（第2章参照）。これは第7次5年計画（平成16～20年度）において初めて、「払田柵跡関連遺跡の現況調査」として明文化したもので、関連遺跡とは、払田柵跡の実体解明には欠くことのできない「雄勝城」をはじめ、附属寺院・官衙・集落・生産施設・墓地などである。

具体的な調査としては平成17年度の実地踏査に始まり、雄勝郡・旧平鹿郡のうち羽後町と横手市雄物川町を対象とした。この地区には、雄勝城が造営された8世紀代の古墳・須恵器窯跡・集落跡が集中しており、平成17年度に雄物川町末館地区、18年度には羽後町上鴨集地区及び雄物川町内山・矢神・造山地区周辺の踏査を実施した。そして19年度には雄物川町造山地区を対象とし、初めて試掘調査を実施した。調査の結果、造山字十足馬場地内から新たに8世紀後半代の集落跡を発見し、十足馬場南遺跡として新規登録・周知し、「払田柵跡調査事務所年報2007」に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成20年度は、正報告書『払田柵跡III－長森地区－』刊行を控えていたことから、試掘調査は行わず踏査と資料・情報収集を予定していた。ところが、横手市雄物川町におけるほ場整備事業に係り、市教委が立ち会い調査を実施した町屋敷遺跡において、規模の大きな縦柱の掘立柱建物跡が検出された。この件について、横手市教育委員会及び県教育庁生涯学習課文化財保護室から調査協力の要請を受け、急遽、関連遺跡の調査として同遺跡の内容確認調査を実施することになった。その調査結果は、「払田柵跡調査事務所年報2008」に「関連遺跡の内容確認調査－町屋敷遺跡」として報告した。

平成21年度は、再び横手市雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。調査の結果、造山字造山地内から竪穴部の外側にカマド燃焼部を持つ竪穴建物跡を検出し、8世紀後半代の集落跡を確認した。成果は『払田柵跡調査事務所年報2009』に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。また事務所による試掘調査がきっかけとなり、地元に「造山の歴史を語る会」が結成された。

平成23年度は、過去2回にわたる台地中央部の調査成果を受け、円面・二面窓を出土した東櫛遺跡、丸・平瓦を出土した十三塚遺跡など官衙との関連が想定される台地東側に対し、蝦夷塚古墳群や町屋敷遺跡も近く雄物川を臨む台地西側における当該期の遺跡の有無を調査することを目的とした。調査の結果、江戸時代の集落跡及び平安時代の散布地を発見し、造山Ⅲ遺跡として新規登録・周知し、「払田柵跡調査事務所年報2011」に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成24年度は、引き続き台地西側を対象としたが、より雄物川に近い台地西端部を調査することを目的とした。調査の結果、縄文早～前期の陥れ穴のほか、8世紀末葉頃の竪穴建物跡を検出し、台地西端部に奈良時代末～平安時代初めの集落を発見し、蝦夷塚北遺跡として新規登録・周知し、「払田柵跡調査事務所年報2012」に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成25年度は、前年度新発見した蝦夷塚北遺跡南側の調査を実施し、遺跡範囲の見直しを行い、「払田柵跡調査事務所年報2013」に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

平成26・27年度は、蝦夷塚北遺跡西側の調査を実施した。調査の結果、8世紀末葉～9世紀前半代の竪穴建物跡、並びに柱穴列を検出して遺跡範囲の見直しを行い、「払田柵跡調査事務所年報2014」・「払田柵跡調査事務所年報2015」に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」としてそれぞれ報告した。

平成28年度は、空中写真によって方70m程の方形地割りが見える栗林遺跡隣接地を調査し、「払田柵跡調査事務所年報2016」に「関連遺跡の現況調査及び試掘調査」として報告した。

今年度は、発掘調査を休止して造山地区の踏査を行い土地利用状況図を作成すると共に今後の調査地点の選定を行った。調査にあたって、地元町内会及び造山の歴史を語る会から全面的な協力を得た。

調査期間	平成29年9月5日		
調査担当者	秋田県教育庁払田柵跡調査事務所	副主幹（兼）班長 文化財主査	宇田川浩一 吉川耕太郎
調査協力者	土地所有者、造山町内会・造山の歴史を語る会、横手市教育委員会文化財保護課・横手市雄物川地域局		

第2節 調査の概要

平成27年まで実施した調査地A～L地区は、造山地区北・西を重点的に調査してきた。平成28年度調査の栗林遺跡隣接地では造山地区中央部を確認し、今後東側と南側を調査地点として選定することを考えて、県立雄物川高校の南側と東側を踏査した。

第3節 小結

踏査の結果、雄物川高校南側には雄物川旧河道の河跡湖を利用した溜め池があり、台地と低地の境界域となっている。近くには平成20年度の調査において発見した十足馬場南遺跡があり、遺跡となる可能性のある地点と判断した。

第5章 調査成果の普及と関連活動

調査成果の普及のために、次のような関連する活動を行った。宇田川浩一・吉川耕太郎が担当した。

1 諸団体主催行事への協力活動

発掘調査の現場や、政庁跡、外柵南門・大路周辺地域などにおいて、次の諸団体などの遺跡視察・研修・見学会に対し、払田柵跡の説明等を行った。

青山学院大学資料調査（8月5日）、國學院大學資料調査（8月30日）、平成29年度「よみがえる平安の柵」払田柵再現事業（大仙市立高梨小学校・横堀小学校、10月27日）、大仙市仙北史談会（2月20日）

2 研修生・インターンシップ・職場体験生徒の受け入れ

発掘調査実習、遺物整理作業、見学実習などにおいて、次のとおり実施に協力した。

①大曲工業高校生インターンシップ	4名	平成29年7月26・27日
②「払田柵跡」を素材にした教材作成	11名	平成29年7月28日
	20名	平成29年8月4日

※秋田大学教員免許状更新講習「地域を体験できる日本史」の教材作成への協力

③秋田大学生インターンシップ	1名	平成29年8月22～25日
④大仙市立仙北中学校出前授業	64名	平成29年12月19日
⑤角館高校生インターンシップ	1名	平成29年12月25・26日

3 平成29年度払田柵跡環境整備審議会への出席

平成29年10月27日（於：大仙市仙北庁舎）

4 県内外市町村実施学術調査等への指導・協力

①堀之内遺跡整理作業（横手市）	平成29年12月21日
②鎧ヶ崎城跡（美郷町）	平成29年10月6日・13日
③史跡檜山安東氏城館（能代市）	平成29年8月31日、9月7・8・14日

5 報告・発表

- ①宇田川浩一 発掘考古ゼミ「払田柵を設計する－九章算術との関係－」
平成29年11月24日、秋田県生涯学習センター
- ②宇田川浩一 扟田柵跡関連遺跡調査報告会
「第7号漆紙文書の発見－払田柵跡第151次調査の成果－」
平成29年12月17日 横手市雄物川町造山公民館
- ③宇田川浩一 「払田柵跡－平成29年度調査の概要－」
『第44回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』
平成30年2月17日～18日 須賀川市役所（福島県須賀川市）
- ④吉川耕太郎 秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会
「払田柵跡第151次調査の成果」
平成30年3月11日

6 資料の貸出

- 【貸出資料】払田柵跡出土資料
- ・大仙市教育委員会
(大仙市払田柵総合案内所における常設展示遺物の入れ替え)
平成29年4月～ 大仙市払田柵総合案内所
 - ・秋田県立博物館
(「後藤宙外と書簡」展における展示)
平成29年9月～10月 秋田県立博物館、平成30年3月24日～秋田県立図書館

7 史跡払田柵跡の現状変更

当事務所では、史跡の管理団体である大仙市及び大仙市教育委員会並びに美郷町教育委員会と協議・協力の上で、遺構と歴史的景観の保護に努めている。しかしながら、やむなく史跡内の現状を変更する場合には、申請者及び関係機関と遺跡保護のための協議を重ね、遺跡への影響がない範囲で最小限の現状変更に伴う調査の実施に際し、適宜協力してあたっている。

平成29年度の現状変更申請は、第151次調査を除くと25件であった。夏の豪雨のため、長森丘陵2か所、真山丘陵1か所で土砂崩れが発生したため、急速崩落止めのブルーシート設置・立ち入り禁止の周知を行った。これらの対応については、発掘調査・立ち会いを大仙市教育委員会文化財保護課及び美郷町教育委員会生涯学習課が担当し、当事務所が適宜協力した。

番号	申請者	申請地	申請理由	申請年月日	許可年月日	対応立会日	備考
1	大仙市長	大仙市私田字百目木地内	環境整備	平成29年4月12日	平成29年6月9日		
2	大仙市長	大仙市森山	避難撤去	平成29年4月12日	平成29年4月12日		
3	大仙市高梨地区農地・水・環境保全組織	大仙市私田字私田	水路改修	平成29年4月14日	平成29年4月14日		
4	個人	大仙市私田字森合	宅内への水道管接続	平成29年4月25日	平成29年4月25日		
5	個人	大仙市私田字森合	宅内への水道管接続	平成29年5月8日	平成29年5月8日		
6	個人	大仙市私田字早坂	宅内への水道管接続	平成29年5月24日	平成29年5月24日		
7	個人	大仙市私田字早坂	住宅一部解体	平成29年6月5日	平成29年6月5日		
8	個人	大仙市私田字森山	宅内への水道管接続	平成29年6月6日	平成29年6月6日		
9	個人	大仙市私田字森山	宅内への水道管接続	平成29年6月9日	平成29年6月9日		
10	個人	大仙市私田字森崎	宅内への水道管接続	平成29年6月12日	平成29年6月12日		
11	個人	大仙市私田字森崎	堆肥施場除去及び樹木伐採	平成29年6月14日	平成29年6月14日		
12	個人	大仙市私田字森合	宅内への水道管接続	平成29年6月14日	平成29年6月14日		
13	個人	大仙市私田字森前	宅内への水道管接続	平成29年6月20日	平成29年6月20日		
14	大仙市長	大仙市私田字森前地内	廻易水道切り替え	平成29年6月30日	平成29年6月30日		
15	個人	大仙市私田字早坂	宅内への水道管接続	平成29年7月24日	平成29年7月24日		
16	個人	大仙市私田字大谷地	粗糞除去	平成29年8月7日	平成29年9月15日		
17	個人	大仙市私田字森崎	宅内への水道管接続	平成29年9月5日	平成29年9月5日		
18	大仙市長	大仙市私田字大谷地地内	地下水切り替え	平成29年9月8日	平成29年9月8日		
19	個人	大仙市私田字早坂	宅内への水道管接続	平成29年9月8日	平成29年9月8日		
20	個人	大仙市横断字野田	地盤改良	平成29年9月12日	平成29年10月20日		
21	個人	大仙市私田字森崎	宅内への水道管接続	平成29年9月14日	平成29年9月14日		
22	個人	大仙市私田字森山	宅内への水道管接続	平成29年9月19日	平成29年9月19日		
23	高梨保全会9支部	大仙市私田字森崎	水路改修	平成29年10月25日	平成29年10月25日		
24	大仙市高梨地区農地・水・環境保全組織	大仙市私田字大谷地	水路改修	平成29年12月28日	平成29年12月28日		
25	個人	大仙市私田字森前	粗糞ブロック撤去	平成30年1月31日	平成30年1月31日		

※対応・立会日は、平成30年2月末日までの状況

※美郷町教育委員会による調査が5月10日～12日まで行われた（平成27年度包括申請し許可済み）。長森丘陵北東側の低地に形成された微高地（百目木地区）での調査であり、強くグライ化した粘土層（水成堆積物）が確認された。遺構・遺物は出土しなかった。

払田柵跡調査事務所の沿革

年月	事項
昭和 49. 4	「秋田県払田柵跡調査事務所」を仙北町公民館（高梨字田茂木）内に設置。 第1次5年計画調査を開始。
49. 8	調査・研究の適正な実施を図るため、顧問2名を委嘱して指導体制を確立。顧問には秋田大学教授・新野直吉氏（～調査指導委員として現在に至る）と多賀城跡調査研究所長・岡田茂弘氏に委嘱。
50. 6	岡田茂弘氏の文化庁転出に伴い、多賀城跡調査研究所長の氏家和典氏に顧問を委嘱。（～昭和52年度）
50.10	第7次調査区（外柵南門跡北側）で「嘉祥二年」銘の木簡出土。
52. 5	第12次調査区で政庁正殿跡を検出。
54. 4	事務所を史跡内の払田字館前100番地にある独立した建物内に移設。第2次5年計画調査を開始。
55. 3	第6回古代城柵官衙遺跡検討会を仙北町で開催。
56.10	秋田県埋蔵文化財センター開設に伴い、事務所も同所内に移転、現在に至る。
57. 8	常陸宮殿下・同妃殿下・政庁跡を御視察される。
57.11	ホイド清水（第49次調査区 S E 550）から「絵馬」や第16号木簡など出土。
58. 6	国立歴史民俗博物館教授岡田茂弘氏に再び顧問を委嘱する（～調査指導委員として現在に至る）。
59. 4	第3次5年計画調査を開始。
59. 5	第55次調査区で外郭南門跡を検出、4時明であることを確認。
60. 3	正報告書第1集「払田柵跡I - 政庁跡 -」を公刊。
61. 4	事務所の名称が「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称される。
61. 5	第65次調査区で外郭南門跡に接続する石壁を検出、古代東北城柵遺跡では初見。
62. 5	第68次調査区で外郭東門跡を検出。
63. 6	史跡の追加指定がなされ、指定面積は894,600mとなる。
平成 元. 1	第73次調査で検出された外柵木塀のうち3本の角材を年輪年代測定した結果、最外年輪測定年代が、西暦801年と特定された。このことから、外柵の成立年代すなわち払田柵の創建がこの頃であることが確実となった。
元. 4	第4次5年計画調査を開始。
元. 8	第81次調査区で外郭西門跡の柱掘形を検出、これで外柵・外郭の8門跡は全て確認。
6. 4	第5次5年計画調査を開始。
7. 2	第21回古代城柵官衙遺跡検討会を仙北町で開催。特集テーマ「払田柵跡発掘20年の成果から－城柵研究の新たな視点を求めて－」。
7. 3	「払田柵を掘る－払田柵跡調査20周年記念誌－」刊行。
8. 9	第107次調査区（外郭北門跡東側）では、木道に転用されていた角材が上下端とも残存し、全長4.6mであったことから、外郭木塀の高さ（約3.6m）が明確となる。
11. 3	正報告書第2集「払田柵跡II - 区画施設 -」を公刊。
11. 4	第6次5年計画調査を開始。長森丘陵部西側を主な調査対象区とする。
13. 9	第119次調査区（長森西端部）では緩斜面地を段状・平坦に整地させた面に鍛治・鋳造関係の工房跡が複数存在することが判明。「出羽」と刻書された土器も出土。
14. 4	調査事務所に班制が敷かれ、調査班、総務班となる。
15.10	第122次調査区（長森中央西側）で瓦質土器、第6号漆紙文書が出土。
16. 4	第7次5年計画調査を開始。真山地区を調査対象区に組み入れる。本次計画において初めて「払田柵跡関連遺跡の現況調査」を明文化。
16. 9	第125次調査区（真山丘陵部）で古代の火葬墓を検出、古代墓は初出。
17. 4	調査研究等の事業を適正に実施するため、「史跡払田柵跡調査指導委員会」を設置し、4名の委員を委嘱。
19.11	関連遺跡の試掘調査として、横手市雄物川町造山地区を試掘。8世紀代の集落遺跡を新発見。十足馬場南遺跡とする。
20. 7	関連遺跡の内容確認調査として、横手市町屋敷遺跡において“稻倉跡”とも推測される大型の総柱掘立柱建物跡を検出。時期は9世紀後半。
21. 3	正報告書第3集「払田柵跡III - 長森地区 -」を公刊。
21. 4	第8次5年計画調査を開始。沖積地帯を主な調査対象区とする。
21. 5	「秋田県重要遺跡調査事業」の一環として第139次調査を実施。
21.11	関連遺跡の調査で、造山遺跡から8世紀中頃～後半代の堅穴住居跡を検出。カマドの構造から坂東を出自とする集団による移民集落の住居跡か。
22. 5	第141次調査を実施。
22. 8	「秋田県重要遺跡調査事業」の一環として、能代市大館跡の調査を実施。
23. 6	第142次調査を実施。
23.11	関連遺跡の調査で、造山Ⅲ遺跡を新発見。
24.11	関連遺跡の調査で、蝦夷塚北遺跡を新発見。
25. 8	第146次調査で、94次調査以来のS B 1058の全容を確認。
26. 8	第148次調査で、大路西建物西側冲積地が広く盛土造成されていることを確認。
26. 8	払田柵跡調査40周年記念講演会を開催。
27. 8	第149次調査で、丘陵裾部直下に土器焼成構造を確認。
28. 8	第150次調査実施。
29. 8	第151次調査で第7号漆紙文書出土。

弘田柵跡調査事務所 要項

1 組織規定

秋田県教育委員会行政組織規則（抄）

第八条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

十五 弘田柵跡調査事務所に関すること。

2 生涯学習課文化財保護室は、前項第六号に掲げる事務のうち文化財の保護に関するこ
と及び同項第十号から十六号までに掲げる事務を分掌する。

第十三条 弘田柵跡調査事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所	大仙市

2 弘田柵跡調査事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 史跡弘田柵跡の発掘及びこれに伴う出土品の調査研究に関すること。
 二 史跡弘田柵跡の環境整備に関すること。

2 職員

(平成30年3月現在)

職	氏 名	備 考
所 長	櫻田 博憲	本務 秋田県埋蔵文化財センター所長
副主幹兼総務班長	半田 武伸	本務 秋田県埋蔵文化財センター総務班長
主 査	齊藤 憲治	本務 秋田県埋蔵文化財センター総務班
主 査	武藤 靖	本務 秋田県埋蔵文化財センター総務班
副主幹兼調査班長	宇田川浩一	(兼務 秋田県埋蔵文化財センター調査班)
文化財主査	吉川耕太郎	本務 秋田県埋蔵文化財センター調査班

3 調査指導委員

国指定史跡弘田柵跡の調査研究等の事業を適正に実施するため、史跡弘田柵跡調査指導委員会を設置し、4名の委員を委嘱した。

（『史跡弘田柵跡調査指導委員会設置要綱』平成17年4月1日実施）

史跡弘田柵跡調査指導委員名簿

	氏 名	現 職 等	専門分野
委 員 長	新野 直吉	秋田大学名誉教授・秋田県立博物館名誉館長	古代史
副 委 員 長	岡田 茂弘	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古学
委 員	黒崎 直	富山大学名誉教授	考古学
委 員	熊田 亮介	秋田大学名誉教授	古代史

図版
1



第151次調査区（南西→）



第151次調査区（北北西→）

（仙北地域振興局撮影）



第151次調査区（南→）

(仙北地域振興局撮影)

**基本層序****G R - G T 22 (南→)**

水面脇の黒色土は縄文時代から平安時代の旧地表。その上に白色粘土の盛土がされるが、途中でヨシの植生が復活。さらにその上に盛土が行われる。

**基本層序 H C 23 (西→)**

盛土整地地業は北側（より標高が高い）でも、旧地表土（写真では水面下にある黒色土）上に白色粘土の厚い盛土が行われ、その後一時期植生が復活している。さらにその上に改めて盛土される。

—北—
H F 22
—東—



画面左上の角が H F 22 グリッド杭

—北—
H F 22
—東—



H F - G R 22 基本層序確認トレンチ（西一）

平成28年度第150次調査において、SX2111底土層の下底面を確定できず、今年度第151次調査の課題とした。断面板下部の黒色土は鎌文時代から平安時代までの旧地表で自然堆積層である。上段写真的白色粘土層ミナは盛土層である事が明確である。下段の写真的底土層は盛土層であると判断した。このことをもって下部白色粘土層は盛土層であると判断した。



上 : S B2168 掘立柱建物跡（南→）
平成27年度第149次調査で S K2158土坑を発掘した。今年度 S B2168掘立柱建物跡の柱穴 p. 1 を検出して柱並びを追いかけたところ、S K2158土坑が軸線上に乗ることがわかり、再調査した。S K2158土坑は S B2168掘立柱建物跡を構成する柱穴の1基で建て替えられていることがわかった。

下 : S B2168 掘立柱建物跡柱穴 p. 1
(北→)
柱穴 p. 1 の掘り方断面。掘り方底面に木材破片が塊となって廃棄されていた。



S B2168 堀立柱建物跡柱穴 p1
(南→)

柱は抜き取り。柱抜き取り穴も柱穴の掘り方も白色粘土ブロックで埋められている。



S B2168 堀立柱建物跡柱穴 p1 と
柱痕跡 (北→)

直径20cmの柱痕跡が掘り方底面から
7cmほど沈み込んで検出された。掘り
方底面から木材の削りくずや数cmの木
つ端が塊となって出土した。



S B2168 堀立柱建物跡柱穴 p1 断面
(北→)

掘り方堆積土は白色または青灰色の粘
土でほぼ一気に埋められている。分層
は可能だが、グライ化の強弱による色
調差が目立つ。



SB2168 堀立柱建物跡柱穴 p1 北側断面（南→）

写真右上の矢印Aは、中段写真左中程の矢印Aと連続する位置を示す。SX2141盛土整地業の堆積土中に遺構構築面が形成されている。



SB2168 堀立柱建物跡柱穴 p1 東側断面と SX2141 盛土層との関係（西→）

写真右の矢印Bは、下段写真的矢印Bと連続する。柱穴を埋め戻して白色粘土が卓越する盛土をしている。



SB2168 堀立柱建物跡柱穴 p1 東側断面と SX2141 盛土層との関係続き（西→）



S B2168 挖立柱建物跡柱穴 p 2
(旧 S K2158) (東→)

当初土坑と考えたのは直径 3m を超える円形プランの堆積土が確認されたことによる。結果的に、1 回以上の柱建替に伴う抜き取り痕跡と判断した。手前のサブトレンチは第149次調査時のものを再発掘した。中央のサブトレンチは今回新たに設定した。



S B2168 挖立柱建物跡柱穴 p 2
中央サブトレンチ (南→)

第149次調査時と同様に検出面下20cm 程で土器の集中層となる。炭化物層に挟まれている。



上 : S B2168 挖立柱建物跡柱穴 p 2
中央サブトレンチ (南→)

大量の土器を取り上げると焼土面となる。



下 : S B2168 挖立柱建物跡柱穴 p 2
焼土面 (南→)

柱抜き取り後の堆積土中に形成された焼土面。人為的に埋め戻す途中での焚火→土器埋納であり、廃絶儀礼と考えた。



S A2171 柱穴列柱穴 p2 精査
(西→)

検出面では白色粘土ブロックを多く含む盛土が直径60cm程の不整円形を呈して分布していた。遺構掘り方を探って断ち割ったところ柱痕跡が見つかった。



S A2171 柱穴列柱穴 p2 精査
(西→)

SX2141盛土層を掘り込んで構築されている。柱穴を埋める堆積土は周囲の盛土層よりも白色粘土ブロックが卓越する。



S A2171 柱穴列柱穴 p2 精査
(東→)

柱痕跡が掘り方底面に沈み込む。柱は南側へ抜き取られている。



盛土単位1(旧SX2161)と
SKP2159柱穴再発掘(南一)

平成28年度第150次調査でSX2141盛土整地地業堆積層中よりSKP2159柱穴やSX2161盛土単位を検出したことから、盛土層中においても遺構構築面が形成されていることが判明した。遺構分布範囲と遺構種類の確認のため、再発掘した。



SX2141盛土整地地業堆積単位2に埋められている。盛土造成初期の白色粘土上部の自然植生復活面を切る。溝の南北末端は未検出。



S D2166 溝跡精査（南一）
溝跡底面で側板と押さえの打ち込み杭を検出した。側板は北側へ延びる。



S D2166 溝跡側板（西一）
溝跡底面で検出した側板。北側（写真左）へ続く。



S D2166 溝跡出土土師器（東一）
溝跡層中で検出した。時期は10世紀第1四半期（十和田a火山灰より古い）。



S X2141 盛土整地地業盛土単位5
第7号漆紙文書出土地点（南→）
盛土単位5からは9世紀前半の須恵器
破片や墨書き土器、漆付着土師器などが
目立って出土している。



第7号漆紙文書出土状況（北東→）
漆紙文書は写真男性が右手に持つ竹べら
の先端附近にある。



第7号漆紙文書出土状況（北東→）
この後、漆紙文書周辺の土壤を20×15cm
程切り出し、屋内でクリーニングした。



S X2141 盛土整地地業盛土単位 5
と遺物分布状況（南一）

S X2141 盛土整地地業盛土単位 5 は堆積層11層を構成する単位の一つである。盛土整地地業の造成過程で積まれた土砂の構成物・堆積方向の違いによって分離した。上層を十和田 a 火山灰の再堆積層で覆われることから10世紀第2四半期に形成されたと考える。



S X2141 盛土整地地業
盛土単位 5 出土須恵器（南一）

須恵器台付壺。9世紀第1四半期に横手市富ヶ沢窯跡で生産されたと推定。なお、出土層位の堆積時期は10世紀第2四半期である。



S X2141 盛土整地地業
盛土単位 5 出土須恵器（南一）

須恵器長頸甕の頸部。9世紀前半の所産と推定。出土層位の堆積時期は10世紀第2四半期である。



S X2141 盛土整地地業盛土単位
5・6・7と溝状プラン（北→）

S X2141盛土整地地業の11層は盛土単位を細分することが可能である。単位5の上に単位6が堆積する。11層上面には、長さ2~3m、幅20~50cm、深さ5cm程度の溝状プランがある。



S X2141 盛土整地地業盛土単位 6
出土骨片（東→）と炭化米（上）

盛土単位6は直径50cm程度の小さな炭化物集中地点である。原位置で焼成され、炭化米や細かい骨片を無数に含む。

S X2141 盛土整地地業中位から出
土した礎（西→）

盛土層中位には直径15~20cm程の頁岩の角礎が數mおきに点在している。長森丘陵の母岩から得た礎が盛土内に置かれたものと考える。



図版
15

図版
16



月

第25図13

□(厨) 9世紀第4四半期～
土師器坏底部
10世紀第2四半期



多
雨

第26図6



月

第26図13

厨
須惠器坏胴部逆位
9世紀後半



火

第26図14
土師器坏底部
9世紀第4四半期～
10世紀第2四半期



火
雨

第25図17
土師器坏胴部正位
9世紀第4四半期



火
大

第25図20
須惠器坏胴部正位
9世紀後半



宿

官
須惠器坏底部
9世紀後半



宿

官
須惠器坏底部正位
9世紀第4四半期



火
九

第26図9



火

第26図2

須惠器坏胴部正位
9世紀後半



臣

第26図8

須惠器台付鉢底部
9世紀第2四半期



火

第25図12

□(舟)

須惠器坏胴部横位
9世紀後半



第24図9
遺構外
漳州窯

0 5 cm

第 151 次調査出土墨書土器・遺構外出土中国磁器

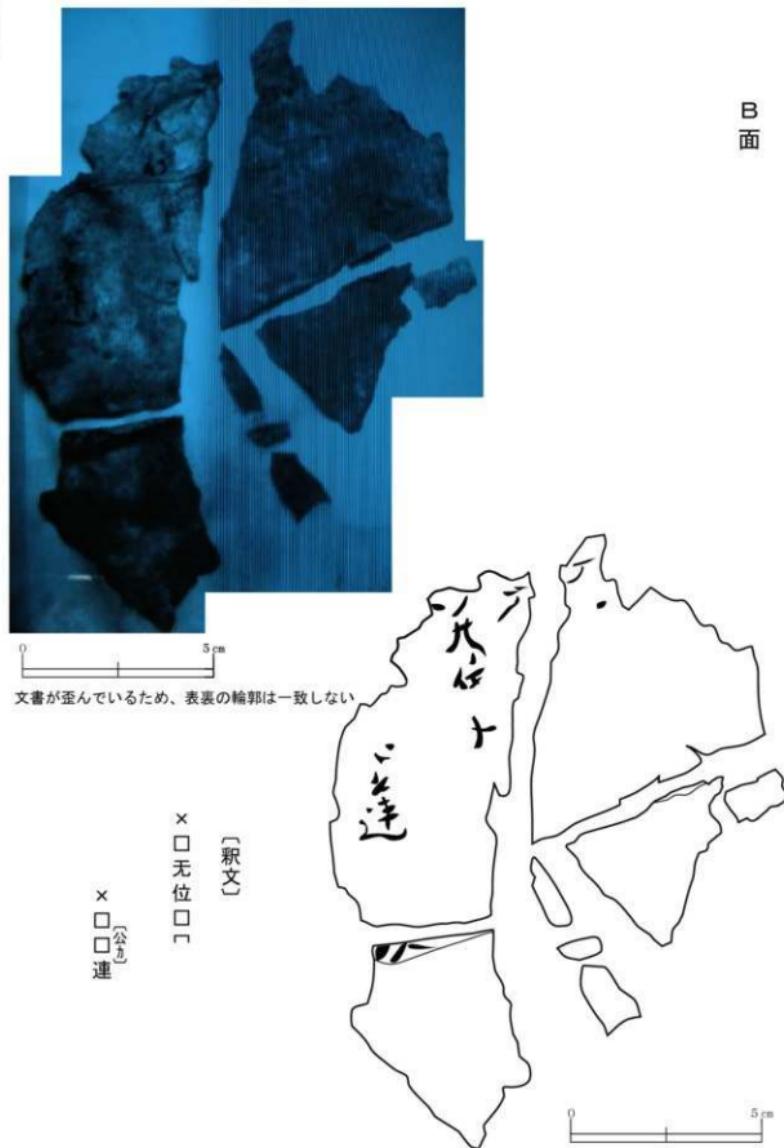
図版
17A
面

〔釋文〕

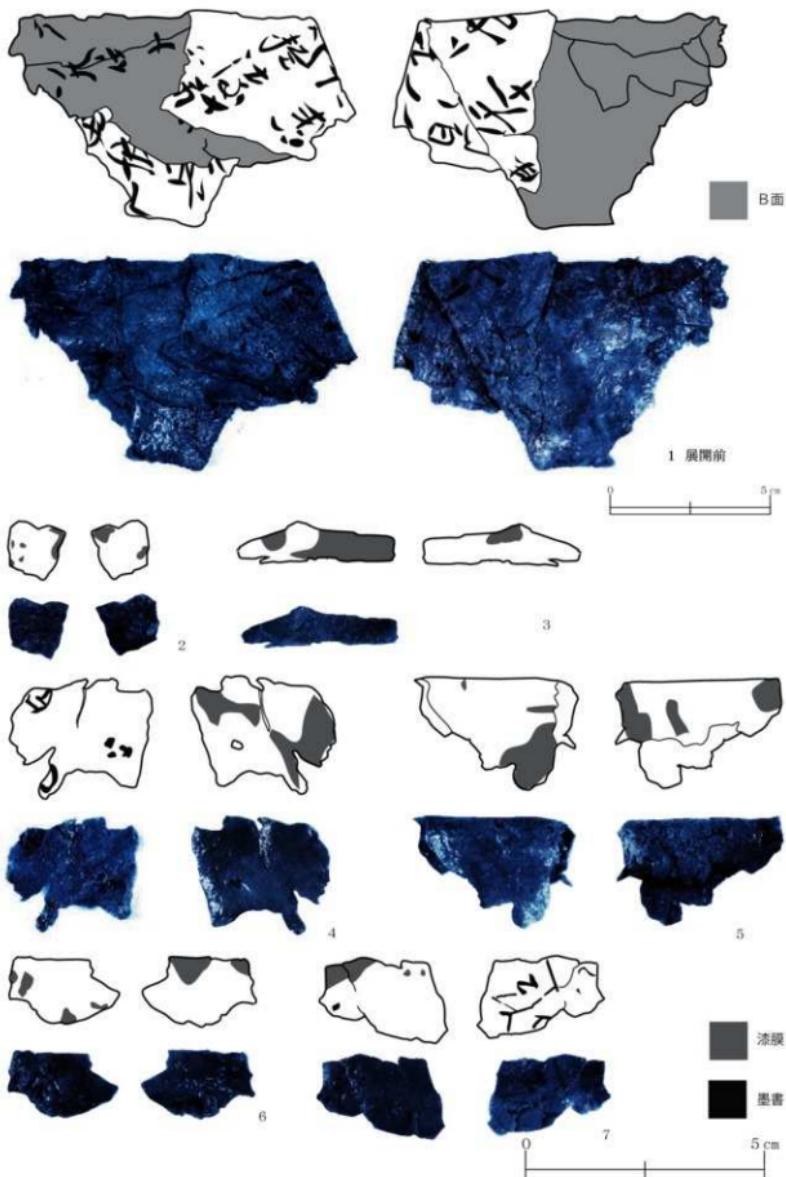
× 田城兵	□ 挪百伍拾
□ 使大目正本	×
×	□ 俘料下
×	□ 挪百伍拾



第7号漆紙文書(1)

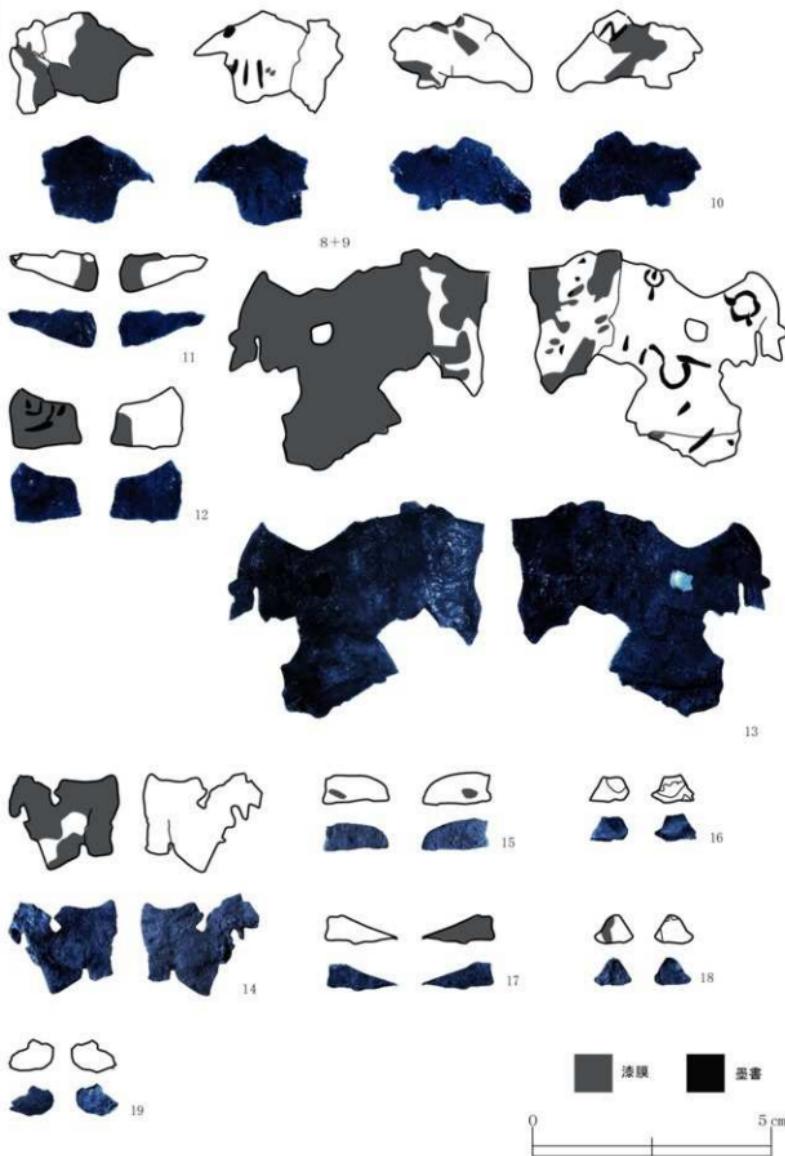


第7号漆紙文書(2)



第7号漆紙文書(3)

図版
20



第7号漆紙文書(4)

文字の雰囲気を見ると、A面にくらべて、B面の文字は細く、A面の文字とは対照的である。「□□連」の下は、現状では文字が確認できないので、自署が書かれていない案文とみれば不自然ではない。いずれにしても、A面とB面は、性格の異なる文書であり、両者は内容的にはかわらないとみるべきであろう。どちらの面が先に書かれたかについては決め難いが、もしB面が文書の案文と想定できるとすれば、帳簿の裏に文書の案文を書いたとは考えにくことから、先にB面が書かれ、それが不要になつたあと、帳簿として二次利用されたとみることができる。

〔まとめ〕

本文書について、判明したことは、以下の通りである。

- (1) 本漆紙文書のA面は、出羽国に大目の官職が置かれた天長七年(八三〇)以降に作成された帳簿である。
- (2) A面の内容は、秋田城に支出した兵糧の数量や、狹俘に支給した食料の数量を、支出のたびごとに記録し、出羽国の大目(第四等官)がそのつど確認・署名した帳簿である。
- (3) B面はウルシ付着面のため、文字が二行ほどしか確認ができないが、官職・位階・人名が記されていたと思われる。
- (4) A面とB面は、書かれている文字の雰囲気が異なつており、表裏は一連の内容ではなく、どちらかの面が廃棄されたあと、どちらかの面が再利用されたものと思われる。

本稿では、元慶の乱と関連する可能性を提示したが、あくまでも一

つの仮説にすぎない。重要なことは、払田権において、秋田城への兵糧の支出がおこなわれていたことや、狹俘(服属した蝦夷)に食料を支給したこと、そしてそれらに国司の大目がかわっていたといったことがわかった点である。払田権の性格を考える上で、きわめて重要な資料といえよう。

〔付記〕

積読後、鈴木拓也氏より、A面四行目の第一字を「物」と読み、「雜物使」の可能性はないかとのご指摘をいただいた。積語が不明な部分については、なお検討していくたい。

民と雜居し、ややもすれば間隙に乗じて、腹心に病を成す。頃年、頻りに不登に遭い、要る荒飢に有り。もし優恤せんは、民・夷和らぎ難し。望み請うらくは、調庸二年を復し、尙に弊民を休めんと。是に至りて勤して一年を復す。また、不動穀六千二百九石七斗を三郡の狄俘八百三人に給う」

(これ以前、出羽国から「出羽国管轄の諸郡のうちで、山北の雄勝、平鹿・山本の三郡は、国府からは遠い一方、賊の地に接している。この地域には、昔反乱を起こした蝦夷の種族の子孫が百姓と雜居していて、ともすれば百姓との不和に乗じて救いがたい心配事を起こす場合がある。近年、しばしば五穀が実らず、飢餓の心配がある。手厚い施しをしなければ百姓と蝦夷との間に不和が生じよう。そこで調庸二年分を免除して、窮乏している百姓を救つて、いたきたい」との上奏があつた。そこで一年分の税を免除する命令を下した。また、三郡の狄俘八〇三人に対し不動穀六一〇九石七斗を支給した)

という記事がみえる。

前者の記事によれば、雄勝城に国司を派遣して、雄勝・平鹿・山本の三郡の不動穀を俘囚に支給したとある。その際の支給拠点が雄勝城であつた。後者の記事も、雄勝・平鹿・山本の三郡の狄俘に不動穀を支給したとあり、明記されてはいないが雄勝城がその拠点となつたのであろう。

これらの記事をふまえると、「□俘料」は、あるいは「狄俘料」と読み、元慶の乱に関連して、松田柵(=雄勝城)が狄俘に対し支給し

た不動穀である可能性も考えられる。

元慶二年七月十日の記事によれば、雄勝城に左馬大允藤原滋実と左近衛將曹兼權大目茨貞頼を遣わして、俘囚に不動穀を支給したとあるが、本漆紙文書にみえる「大目正本」も、彼らと同様に松田柵(=雄勝城)に遣わされ、穀米の支給にかかわった国司官人であつた可能性がある。「大目」の上に「□□使」とあるのは、そのことを示しているのではないか。

つまり、「秋田城兵糧」も「□俘料」も、元慶の乱に関連して支出した穀米であるとする説明も可能なのである。ただしくり返すように、漆紙文書の年代が特定できないため、あくまでも一つの可能性として提示しておくにとどまる。

[B面の内容]

B面はウルシ付着面のため、文字がほとんど確認できないが、一行目には位階(无位)、二行目には人名(□□連)がわずかに確認できる。

一行目と二行目の文字の高さに注意すると、おそらく官職・位階・人名が列記されていたとみることができる。すなわち、次のとおりである。

(官職名) (位階) (人名)

× □ 无位 □ 「

これだけではどのような性格のものかはわからないが、一つの可能性として、公文書の案文の、最後の署名部分であるとは考えられまいか。

とから、この帳簿が書かれた年代は、天長七年（八三〇）以降ということになる。

実例としては、「日本三代実録」が記載する元慶二年（八七八）からはじまる元慶の乱に関する記事に、「權大目茨田貞頼」「權大目春海奥雄」「權大目他戸千与本」「小目豊岡繼雄」など、「權大目」「小（少）目」の官職をもつ人物が何名かみえる。

次に、記述の内容について検討する。

二行目、五行目の「秋田城兵糧」が、秋田城に支出する兵糧の記録である可能性があることをすでに述べたが、秋田城への兵糧の支出が、

恒常的におこなわれていたものなのか、戦時などのさいに臨時のにおこなわれたものなのか、判然としない。

戦時におこなわれたものとすれば、元慶の乱にかかわった兵糧支出である可能性も考えられる。

そのことを直接に示す史料は存在しないが、たとえば、「日本三代実録」元慶二年（八七八）八月四日条に、

「また、越中・越後の両国をして、各米一千解を送り、以て軍糧に充てしむ」

（また、越中・越後の両国から各米一千解を送らせ、軍糧に充てた）

とあり、越中・越後の両国から兵糧として各米一千石が出羽国に送られていたことがわかるし、また「日本三代実録」元慶三年（八七九）三月二日条には、

「国内の黎氓、苛政に苦しみ來たり、三分の一は、奥地に逃げ入る。遺るところの民も、数年の弊を承け、自存の方無し。いわんや軍

興以来、軍糧を運び転らし、去今の兩年少時も息ます」

（出羽国内の民は、苛政に苦しみ、その三分の一は奥地に逃げ入ってしまった。残る者もここ数年の疲弊に苦しみ、自力で生活する方策がない。それどころか反乱が起きてから軍糧の運送に微発されて、元慶二、三年は少しも休めないでいる）

とあり、出羽国内で軍糧が運送されていた様子が語られている。このように出羽国の内外から、軍糧がおそらくは秋田城に運ばれていたのである。

次に、三行目の「□俘料」について検討する。

これについても、「日本三代実録」元慶二年（八七八）七月十日条の、元慶の乱にかかる記事が参考になる。

「それ雄勝城は十道を承くる大衝なり。国の要害、尤もこの地に在り。仍りて左馬大允藤原滋実・左近衛將曹兼權大目茨田貞頼等を雄勝城に遣わし、雄勝・平鹿・山本三郡の不動殺を以て、郡内及び添河・割別・助川の三村の俘囚に給い、その心を慰喻し、相勵勉せしむ」

（雄勝城は交通の要衝であり、出羽国の要害である。そこで、左馬大允藤原滋実・左近衛將曹兼權大目茨田貞頼を雄勝城に派遣して、雄勝・平鹿・山本三郡の不動殺をもって、郡内及び添河・割別・助川の三村の俘囚に支給し、彼らを慰め、励ました）

また同四年（八八〇）二月二十五日条に、

「これより先、出羽国言す、「管諸郡の中、山北の雄勝・平鹿・山本の三郡は、遠く國府を去り、近くは賊地に接す。昔時、叛夷の種、

るのである。秋田城から兵糧がもたらされたとする可能性と、秋田城に兵糧を送った可能性の二つが考えられるが、後述するように、後者の可能性が高いと考えられる。つまりこれは、秋田城の兵糧として二七解を支出したこと意味する記載と考えられる。

三行目は「 俘料下す…」と読むことができる。「 俘」は、附属した蝦夷を示す「狄俘」のことと考えられる。狄俘料とは、狄俘に支給した食料と考えられ、「 俘料下す…」の後は、穀米の数量が書かれていたと推定される。この点から考えて、この帳簿は支出を記録したものであり、前行の「秋田城兵糧…」も、秋田城に兵糧を支出した記録である可能性が高い。

四行目で注目すべきは、「大目」である。「大目」は国司の第四等官を意味する官職名である。その下の「正本」（正は岡の異体字）は人名の一部であろう。すなわち「 使大目正本×」は、「○○使である国司の大目（第四等官）の正本…」と読み、署名部分であると考えられる。

五行目は、二行目と同じ「秋田城兵糧…」の記載が確認できる。

つまり秋田城兵糧の支出記録が、くり返し書かれているのである。このことから、この文書は、秋田城兵糧や、 俘料などの穀米の支出をそのつど（たとえば日ごとに）記録していく帳簿である可能性が高い。米が支出されるごとにその費目と数量が記録され、そのつど、大目が確認して、署名したのである。

一行目の「 括伍拾×」は、別の費目の支出記録である可能性も考えられるが、支出額の総計である可能性もあり、どちらともいえない。

いずれにせよ、本文書は、支出する穀米の数量とその費目をそつと記録し、それに対する国司（大目）による確認の署名がくり返し書かれた帳簿の一部であると推定できる。

〔A面の内容に関する考察〕

本文書は、年紀がみえず、作成された年代が不明であるが、年代の手がかりとなるのは、四行目の「大目」という国司の官職名である。

律令の規定では、国には「大国」「上国」「中國」「小國」の四つの等級があり、出羽国は「上國」とされていた。大目は、大国にのみ存在する官職名であり、上國には目のみ、大目は存在しない。

だが、「類聚三代格」天長七年（八三〇）閏十一月二十六日太政官奏によれば、このとき、出羽国に大目・少目を置いたことがわかる。

太政官謹奏

增加出羽国官員事

大少目各一員（元員一人、今加一人）

史生四員（元員三人、今加一人）

右彼國守從五位上歟六等小野朝臣宗成等解稱、「此國頃年戸口増益倉庫充実。稽于遂初寔為殷繁。又雄勝秋田等城及國府戎卒未息。閑門猶閉。配此數處國司少員。方今雖干戈不動邊城靜謐。而豺狼野心不可不慎。望請「准入數增加官員」者、（中略）臣等商量所定如右。伏聽天裁。謹以申聞。謹奏。聞。

天長七年閏十一月廿六日
すなわちこのときに初めて出羽国に大目が置かれたのである。このこ

払田柵跡第一五一次調査出土の第七号漆紙文書

国立歴史民俗博物館 三上 喜孝
東京大学大学院 井上 翔（調査協力）

〔形状〕

本漆紙文書は、もともとウルシ付着面を内側にして、四つ折りにして廃棄されていた。解説にあたり、四つ折りになっていた漆紙文書を開いた。

〔鉢文〕

A面

× □ 拠百伍拾 ×

秋田城兵糧貳拾漆 □
〔解方〕 ×

× □ 俘料下 □ ×

× □ □ 使大目罫本 ×

× 田城兵 □
〔解方〕 ×

B面 (ウルシ付着面)

× □ 无位 □
〔公力〕 ×

× □ □ 連

〔A面の内容〕

A面でまず目を引くのは、数字がすべて、大字で表現されているということである。このことから、この文書が、数量を正確に記載する公的な帳簿という性格をもっていたことがわかる。

ただし、文字の配列を見ると、必ずしも揃っているわけではなく、文字の大きさも均一ではない。この点からすれば、最終的にとのえられた帳簿というよりも、ある段階での記録であり、最終的な帳簿を作成する際の材料となつたメモ的な記録ができる。そして最終的な帳簿にまとめ上げられた際、この記録は不要になり漆桶の蓋紙に転用されたのである。

次に注目されるのは、二行目の「秋田城兵糧貳拾漆 □」という記載である。秋田城は、秋田県秋田市に所在する古代城柵であり、奈良時代の天平五年（七三三）に出羽柵が庄内地方から秋田村高清水岡に移転した際に創建され、その後天平宝字年間に秋田城に改称された。八世紀前半から一〇世紀にかけて、出羽国北部の軍事・行政の中心地としての役割を担った。

二行目の記載は、秋田城と兵糧のやりとりをおこなつた記録であると考えられる。単位を解としていることから、穀または春米（ヒナヒメ）を指してい

報 告 書 抄 錄

秋田県文化財調査報告書第512集

払田柵跡調査事務所年報2017

払田柵跡

-第151次調査 関連遺跡の調査概要-

印刷・発行 平成30年3月

編 集 秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

〒014-0802 秋田県大仙市払田字牛嶋20番地

電話 (0187) 69-2442 FAX (0187) 69-3330

発 行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

電話 (018) 860-5193

